



市 章

# 名護市公報

第498号

発 行 令和 7年 5月15日

発行所 名護市

総務部総務課

— 告 示 —

- 名護市告示第97号(工事契約検査課)  
名護市入札における最低制限価格に関する要綱の一部を改正する要綱の告示について
- 名護市告示第98号(国民健康保険課)  
令和6年度国民健康保険税納税通知書の公示送達について
- 名護市告示第99号(地域力推進課)  
地縁による団体の告示事項の変更告示について(名護市伊差川区)
- 名護市告示第100号(総務課)  
名護市北部豪雨災害見舞金支給要綱の公表について
- 名護市告示第101号(国民健康保険課)  
督促状の公示送達について
- 名護市告示第102号(農業政策課)  
名護市新規畑人支援給付金給付要綱の一部を改正する要綱の制定について
- 名護市告示第102-2号(社会福祉課)  
名護市り災見舞金等支給要綱の一部を改正する要綱の公表について
- 名護市告示第103号(地域力推進課)  
地縁による団体の告示事項の変更告示について(名護市大川区)
- 名護市告示第104号(商工・企業誘致課)  
名護市地域商業グロウアップ支援事業補助金交付要綱の制定について
- 名護市告示第105号(農業政策課)  
名護市民農園設置及び管理運営要綱の一部を改正する要綱の制定について
- 名護市告示第106号(国民健康保険課)  
執行停止通知書及び督促状の公示送達について

— 公 告 —

- 名護市公告第22号(工事契約検査課)

名護市公募型指名競争入札の実施について(いさがわ市営住宅建替建築工事(I期))

- 名護市公告第23号(工事契約検査課)  
名護市公募型指名競争入札の実施について(多世代交流施設建築工事)
- 名護市公告第24号(地域力推進課)  
名護市安和区の所有不動産の登記移転等に係る公告について
- 名護市公告第25号(まちなか再開発・公共交通課)  
名護市交通政策支援業務委託に係る公募型プロポーザルの実施について(公告)
- 名護市公告第26号(農林水産課)  
羽地大川地区土地改良区総代選挙の公告について
- 名護市公告第27号(農林水産課)  
羽地大川地区土地改良区総代当選人の公告について
- 名護市公告第28号(工事契約検査課)  
名護市公募型指名競争入札の実施について(いさがわ市営住宅建替機械設備工事(I期))
- 名護市公告第29号(工事契約検査課)  
名護市公募型指名競争入札の実施について(多世代交流施設機械設備工事)
- 名護市公告第30号(工事契約検査課)  
名護市公募型指名競争入札の実施について(多世代交流施設建築工事)
- 名護市公告第31号(工事契約検査課)  
名護市公募型指名競争入札の実施について(いさがわ市営住宅建替建築工事(I期))
- 名護市公告第32号(商工・企業誘致課)  
令和7年度名護市地域商業グロウアップ支援事業業務委託に係る公募型プロポーザル

の実施について（公告）

- 名護市公告第33号（農林水産課）  
羽地大川地区土地改良区総代就任の公告に  
ついて

名護市告示第97号

名護市入札における最低制限価格に関する要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和7年4月11日

名護市長 渡具知 武豊



名護市入札における最低制限価格に関する要綱の一部を改正する要綱 ~別紙

名護市入札における最低制限価格に関する要綱の一部を改正する要綱

名護市入札における最低制限価格に関する要綱（平成16年告示第38号）の一部を次のように改正する。

改正後			改正前		
<p>(最低制限価格の範囲)</p> <p>第3条 最低制限価格は、予定価格算出の基礎とした設計書等に基づき、次の方法により算定する。ただし、特別な案件に係る最低制限価格については、契約ごとに最低制限価格の範囲内で契約担当者の定める割合を予定価格に乗じて得た額とすることができる。</p>			<p>(最低制限価格の範囲)</p> <p>第3条 最低制限価格は、予定価格算出の基礎とした設計書等に基づき、次の方法により算定する。ただし、特別な案件に係る最低制限価格については、契約ごとに最低制限価格の範囲内で契約担当者の定める割合を予定価格に乗じて得た額とすることができる。</p>		
区分	最低制限価格の範囲	算定方式	区分	最低制限価格の範囲	算定方式
建設工事	予定価格の70パーセント以上。ただし、右欄の算定によって得られる額が70パーセントを下回る場合においては70パーセントを下限とする。	次の①から④までによって得られる額の合計額に「1.000」から「1.005」の範囲内の係数を乗じた額 ① 直接工事費の額に10分の10を乗じて得た額 ② 共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額 ③ 現場管理費の額に10分の9を乗じて得た額 ④ 一般管理費の額に10分の7.5を乗じて得た額	建設工事	予定価格の70パーセント以上。ただし、右欄の算定によって得られる額が70パーセントを下回る場合においては70パーセントを下限とする。	次の①から④までによって得られる額の合計額に「0.995」から「1.005」の範囲内の係数を乗じた額 ① 直接工事費の額に10分の10を乗じて得た額 ② 共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額 ③ 現場管理費の額に10分の8を乗じて得た額 ④ 一般管理費の額に10分の7を乗じて得た額
委託業務		次の(1)から(7)までに掲げる業務の区分によって得られる額の合計額に「1.000」から「1.005」の範囲内の係数を乗じた額 (1) 測量業務 ① 直接測量費の額 ② 測量調査費の額 ③ 諸経費の額に10分の5を乗じて得た額 (2) 建設コンサルタント業務（建築設計及び監理業務） ① 直接人件費の額	委託業務		次の(1)から(7)までに掲げる業務の区分によって得られる額の合計額に「0.995」から「1.005」の範囲内の係数を乗じた額 (1) 測量業務 ① 直接測量費の額 ② 測量調査費の額 ③ 諸経費の額に10分の5を乗じて得た額 (2) 建設コンサルタント業務（建築設計及び監理業務） ① 直接人件費の額

改正後		改正前	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>② 特別経費の額</li> <li>③ 技術料等経費の額に10分の6を乗じて得た額</li> <li>④ 諸経費の額に10分の6を乗じて得た額</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>② 特別経費の額</li> <li>③ 技術料等経費の額に10分の6を乗じて得た額</li> <li>④ 諸経費の額に10分の6を乗じて得た額</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>(3) 建設コンサルタント業務（土木関係） <ul style="list-style-type: none"> <li>① 直接人件費の額</li> <li>② 直接経費の額</li> <li>③ その他原価の額に10分の9を乗じて得た額</li> <li>④ 一般管理費等の額に10分の5を乗じて得た額</li> </ul> </li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>(3) 建設コンサルタント業務（土木関係） <ul style="list-style-type: none"> <li>① 直接人件費の額</li> <li>② 直接経費の額</li> <li>③ その他原価の額に10分の9を乗じて得た額</li> <li>④ 一般管理費等の額に10分の5を乗じて得た額</li> </ul> </li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>(4) 地質調査業務（磁気探査業務含む。） <ul style="list-style-type: none"> <li>① 直接調査費の額</li> <li>② 間接調査費の額に10分の9を乗じて得た額</li> <li>③ 解析等調査業務費の額に10分の8を乗じて得た額</li> <li>④ 諸経費の額に10分の8を乗じて得た額</li> </ul> </li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>(4) 地質調査業務（磁気探査業務含む。） <ul style="list-style-type: none"> <li>① 直接調査費の額</li> <li>② 間接調査費の額に10分の9を乗じて得た額</li> <li>③ 解析等調査業務費の額に10分の8を乗じて得た額</li> <li>④ 諸経費の額に10分の8を乗じて得た額</li> </ul> </li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>(5) 現場技術業務 <ul style="list-style-type: none"> <li>① 直接人件費の額</li> <li>② 直接経費の額</li> <li>③ その他原価の額に10分の9を乗じて得た額</li> <li>④ 一般管理費等の額に10分の5を乗じて得た額</li> </ul> </li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>(5) 現場技術業務 <ul style="list-style-type: none"> <li>① 直接人件費の額</li> <li>② 直接経費の額</li> <li>③ その他原価の額に10分の9を乗じて得た額</li> <li>④ 一般管理費等の額に10分の5を乗じて得た額</li> </ul> </li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>(6) 補償関係コンサルタント業務 <ul style="list-style-type: none"> <li>① 直接人件費の額</li> <li>② 直接経費の額</li> <li>③ その他原価の額に10分の9を乗じて得た額</li> <li>④ 一般管理費等の額に10分の5を乗じて得た額</li> </ul> </li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>(6) 補償関係コンサルタント業務 <ul style="list-style-type: none"> <li>① 直接人件費の額</li> <li>② 直接経費の額</li> <li>③ その他原価の額に10分の9を乗じて得た額</li> <li>④ 一般管理費等の額に10分の5を乗じて得た額</li> </ul> </li> </ul>

改正後			改正前		
		(7) 建設関連維持管理業務 ① 直接工事費の額に10分の9.7を乗じて得た額 ② 共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額 ③ 現場管理費の額に10分の9を乗じて得た額 ④ 一般管理費の額に10分の6.8を乗じて得た額			(7) 建設関連維持管理業務 ① 直接工事費の額に10分の9.7を乗じて得た額 ② 共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額 ③ 現場管理費の額に10分の9を乗じて得た額 ④ 一般管理費の額に10分の6.8を乗じて得た額

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和7年4月14日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の前に入札公告又は指名通知（公募型指名競争入札にあってはその公告）を行う入札に係る最低制限価格の設定は、改正後の名護市入札における最低制限価格に関する要綱第3条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

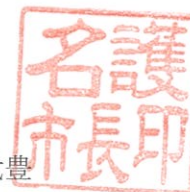
## 公 示 送 達 書

下記書類は、その送達を受けるべき者の住所、居所、事務所及び事業所がともに不明、又は外国において送達が困難であるため、地方税法第20条の2の規定により公示送達する。

なお、送達すべき書類は市長が保管し、いつでも送達を受けるべき者にこれを交付する。

令和7年4月11日

名護市長 渡具知 武豊



計2名

送達すべき書類			送達を受けるべき者の氏名
名 称	年 度	期 別	
国民健康保険税 納税通知書	令和6	第9期	神田 唯
国民健康保険税 納税通知書	令和6	第9期	岡 隆幸

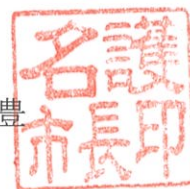
(地方税法第20条の2第3項の規定により、掲示を始めた日から起算して7日を経過したときは、書類の送達があったものとみなす。)

名護市告示第99号

平成9年12月8日付け名護市告示第64号で、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第10項の規定に基づき認可した地縁による団体「名護市伊差川区」の告示事項について、下記のとおり変更があったので、同項の規定に基づき告示する。

令和7年4月14日

名護市長 渡具知 武豊



記

1 告示した事項のうち変更のあった事項  
代表者に関する事項

2 その内容

令和7年4月11日より、代表者を名護市字伊差川279番地1、大城 朗とする。

名護市告示第100号

名護市北部豪雨災害見舞金支給要綱を次のように定める。

令和7年4月22日

名護市長 渡具知 武豊



名護市北部豪雨災害見舞金支給要綱 ～別紙

## 名護市北部豪雨災害見舞金支給要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、令和6年11月に発生した沖縄県豪雨災害（以下「北部豪雨災害」という。）により家屋に被害を受けた者に対し、名護市北部豪雨災害見舞金（以下「見舞金」という。）を支給することにより、住宅の再建を支援し、もって居住の安定と被災した住宅の速やかな復興に資することを目的とする。

### (支給対象)

第2条 見舞金の支給対象は、令和7年3月31日までに名護市に対して北部豪雨災害に係る罹災調査を申請した者のうち、現に罹災証明書が発行されたものとする。

### (見舞金の支給区分及び額)

第3条 見舞金の支給区分及び額は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 家屋の半壊 360,000円
- (2) 家屋の準半壊 310,000円
- (3) 家屋の一部損壊（床下浸水及び土砂堆積を除く。） 120,000円
- (4) 家屋の一部損壊（床下浸水及び土砂堆積） 40,000円

### (申請)

第4条 見舞金の支給を受けようとする者は、名護市北部豪雨災害見舞金支給申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。

- (1) 振込先口座が確認できる書類の写し
- (2) その他市長が必要と認める書類

### (支給の申込み方式による給付)

第5条 市は、前条の規定に関わらず、北部豪雨災害による被害に係る名護市り災見舞金等支給要綱（平成16年告示第72号）第6条に規定する住家見舞金の給付を受けた者（委任により給付を受けた者を除く。以下「住家見舞金受給者」という。）に対し、確認書（様式第2号）を郵送等し、見舞金の支給の申込みを行う。

2 住家見舞金受給者は、見舞金の支給の申込みを受けた際、確認書により見舞金の受給の拒否又は登録口座の変更を申し出ることができる。

3 市長は、市長が別に定める日までに前項に規定する受給の拒否の申出がないときは、速やかに支給を決定し、住家見舞金受給者に対し、見舞金を支給するものとする。この場合において、当該支給の決定に係る通知は、行わない。

### (申請期限)

第6条 申請書の受付開始日は、市長が別に定める日とする。

2 申請書の提出期限は、令和8年2月27日とする。

### (支給の決定)

第7条 市長は、第4条の規定による申請を受理したときは、その内容を審査の上、支給を決定し、その結果を名護市北部豪雨災害見舞金支給決定通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定による審査の結果、支給を決定した者に対して、口座振込の方法により見舞金を支給するものとする。

### (義援金の支給決定の取消し及び返還)

第8条 市長は、見舞金の支給を決定した後において、次の各号のいずれかに該当する事実が認められたときは、これを取り消すとともに、支給した見舞金の返還を求めることができる。

- (1) 故意又は重大な過失により給付の事由を生じさせたとき。
- (2) 申請の内容に偽りがあったとき。
- (3) その他市長が取消し及び返還を決定したとき。

### (補則)

第9条 この要綱の実施のために必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

名護市長 殿

支給対象者 住所  
氏名 印

名護市北部豪雨災害見舞金支給申請書

名護市北部豪雨災害見舞金支給要綱第4条の規定により、次のとおり関係書類を添付して申請します。

- 1 支給区分
- 2 申請額
- 3 添付書類 振込先口座が確認できる書類の写し
- 4 見舞金振込先口座情報

振込先 金融機関名		本店 （ ）支店
預金種目 (いずれかに ☑)	<input type="checkbox"/> 当座	<input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 貯蓄 <input type="checkbox"/> 別段
口座番号		
フリガナ		
口座名義		

※支給対象者でない者の口座への振込を希望する場合は、委任状（任意様式）の提出が必要

名護市長

確認書

名護市北部豪雨災害見舞金の支給対象者へ送付しております。

次の内容を確認し、該当がある場合は、記入の上、当該確認書を提出してください。（支給口座の変更を希望する場合は、2. ③の書類を添付してください。）

なお、令和 年 月 日までに返送がない場合は、見舞金の支給を決定の上、2. ①のとおり、支給します。

1. 本見舞金を受給しない場合は、次の□に✓印を記入してください。

【□見舞金を受給しません】

2. ①に記載の支給口座の変更を希望する場合は、②に変更後の口座情報を記入してください。

①支給方法等

支給方法	口座振込
支給口座	名護市り災見舞金等支給要綱による住家見舞金が振り込まれた口座
支給区分	
支給額	円

②変更後の口座情報

振込先 金融機関名		本店 ( )支店		
預金種目 (いずれかに ☑)	<input type="checkbox"/> 当座	<input type="checkbox"/> 普通	<input type="checkbox"/> 貯蓄	<input type="checkbox"/> 別段
口座番号				
フリガナ				
口座名義				

※支給対象者でない者の口座への振込を希望する場合は、委任状（任意様式）の提出が必要

③添付書類 預貯金口座が確認できる書類の写し

住所  
支給対象者  
氏名

印

殿

名護市北部豪雨災害見舞金支給決定通知書

年 月 日付で申請のあった名護市北部豪雨災害見舞金については、次のとおり支給することを決定したので、名護市北部豪雨災害見舞金支給要綱第7条の規定により通知します。

年 月 日

名護市長

1 支給区分

2 見舞金決定額 円

名護市告示第 101号

## 公 示 送 達 書

下記の書類の送達を受けるべき者の住所、居所、事務所及び事業所がともに不明、又は外国において送達が困難であるため、後期高齢者の医療の確保に関する法律第112条において準用する地方税法第20条の2の規定により告示します。

なお、公示送達する書類は、市長（国民健康保険課）が保管していますので、申し出があればいつでも送達を受けるべき方に交付します。

令和7年4月25日

名護市長 渡具知 武豊



納付通知書番号	書類の名称	科目	年度	期別	納付義務者
03109386	督促状	後期高齢者医療保険料	R6	9期	翁長 紹子

(注意) 地方税法第20条の2第3項の規定に基づき、掲示を始めた日から起算して7日を経過したときは、書類の送達があったものとみなされます。

名護市告示第 102 号

名護市新規畑人支援給付金給付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和 7 年 5 月 1 日

名護市長 渡具知 武豊



名護市新規畑人支援給付金給付要綱の一部を改正する要綱 ～別紙

名護市新規畑人支援給付金給付要綱の一部を改正する要綱

名護市新規畑人支援給付金給付要綱（令和4年告示第201号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>第1条 略</p> <p>(給付金の給付対象)</p> <p>第2条 給付金の給付対象者（以下「給付対象者」という。）は、<u>第1号から第12号までの全て又は第13号の要件を満たす者とする。</u></p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 経営の全部又は一部を継承する場合は、継承する農業経営に従事してから5年以内に継承して農業経営を開始し、かつ給付期間中に、<u>経営の多角化、新技術の導入等経営発展に向けた取組を行い、新規参入者（土地や資金を独自に調達し、新たに農業経営を開始した者をいう。）と同等の経営リスクを負って経営を開始する青年等就農計画等であると市長に認められること。ただし、一戸一法人（原則として世帯員のみで構成される法人）以外の農業法人を継承する場合は給付の対象外とする。</u></p> <p>(6) 地域計画（基盤強化法第19条第1項に規定する地域計画をいう。）のうち目標地図（同条第3項の地図をいう。以下同じ。）に位置づけられている、若しくは位置づけられることが確実と見込まれること、<u>又は農地中間管理機構から農地を借り受けていること。</u>（以下「目標地図に位置づけられた者等」という。）</p> <p>(7) 次に掲げる全ての条件に該当していること。</p> <p>ア 略</p> <p>イ <u>雇用就農資金等実施要綱（令和7年3月31日付け6経営第2412号農林水産事務次官依命通知）の別記1雇用就農資金、農業人材力強化総合支援事業実施要綱（平成24年4月6日付け23経営第3543</u></p>	<p>第1条 略</p> <p>(給付金の給付対象)</p> <p>第2条 給付金の給付対象者（以下「給付対象者」という。）は、<u>(1)から(11)までの全て又は(12)の要件を満たす者とする。</u></p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 経営の全部又は一部を継承する場合は、継承する農業経営に従事してから5年以内に継承して農業経営を開始し、かつ給付期間中に、<u>新規作目の導入、経営の多角化等経営発展に向けた取組を行い、新規参入者（土地や資金を独自に調達し、新たに農業経営を開始した者をいう。）と同等の経営リスクを負って経営を開始する青年等就農計画等であると市長に認められること。ただし、一戸一法人（原則として世帯員のみで構成される法人）以外の農業法人を継承する場合は給付の対象外とする。</u></p> <p>(6) 地域計画（基盤強化法第19条第1項に規定する地域計画をいう。）のうち目標地図（同条第3項の地図をいう。以下同じ。）に位置づけられている、若しくは位置づけられることが確実と見込まれること、<u>人・農地プランの具体的な進め方について（令和元年6月26日付け元経営第494号農林水産省経営局長通知）の2の(1)の実質化された人・農地プラン、同通知の3により実質化された人・農地プランとみなすことができると判断できる既存の人・農地プラン及び同通知の4により実質化された人・農地プランとして取り扱うことのできる人・農地プラン以外の同種取決め等（以下「人・農地プラン」という。）に中心となる経営体として位置づけられ、又は位置づけられることが確実と見込まれること若しくは農地中間管理機構から農地を借り受けていること。</u>（以下「目標地図に位置づけられた者等」という。）</p> <p>(7) 次に掲げる全ての条件に該当していること。</p> <p>ア 略</p> <p>イ <u>国実施要綱の別記3雇用就農資金、農業人材力強化総合支援事業実施要綱（平成24年4月6日付け23経営第3543号農林水産事務次官依命通知）の別記2農の雇用事業、新規就農者確保加速化対</u></p>

号農林水産事務次官依命通知)の別記2農の雇用事業、新規就農者確保加速化対策実施要綱(令和3年1月28日付け2経営第2558号農林水産事務次官依命通知)の別記2就職氷河期世代雇用就農者実践研修支援事業、新規就農者確保緊急対策実施要綱(令和3年12月20日付け3経営第1996号農林水産事務次官依命通知)の別記2雇用就農者実践研修支援事業による助成金の交付を現に受けておらず、かつ、過去に受けていないこと。

ウ 国実施要綱の別記1経営発展支援事業のうち地域計画早期実現支援枠、国緊急円滑化対策実施要綱の別記2世代交代・初期投資促進事業のうち世代交代円滑化タイプによる助成金、又は経営継承・発展等支援事業実施要綱(令和3年3月26日付け2経営第2988号農林水産事務次官依命通知)の別記1経営継承・発展支援事業による補助金の交付を現に受けておらず、かつ、過去に受けていないこと。

エ 国実施要綱の別記1経営発展支援事業のうち通常枠、国緊急対策実施要綱の別記6初期投資促進事業又は国緊急円滑化対策実施要綱の別記2世代交代・初期投資促進事業のうち初期投資促進タイプについて補助対象事業費の上限額である1,000万円(夫婦で共同経営する場合は夫婦で1,500万円)の助成を現に受けておらず、かつ過去に受けていないこと。

(8)~(11) 略

(12) 給付対象者は、原則として給付期間内に、農業経営人材育成研修プログラムの中級コースなど、農業経営力の向上に資する研修を受講し、修了すること。

(13) 略

2~5 略

第3条~第11条 略

別表 略

策実施要綱(令和3年1月28日付け2経営第2558号農林水産事務次官依命通知)の別記2就職氷河期世代雇用就農者実践研修支援事業、新規就農者確保緊急対策実施要綱(令和3年12月20日付け3経営第1996号農林水産事務次官依命通知)の別記2雇用就農者実践研修支援事業による助成金の交付を現に受けておらず、かつ、過去に受けていないこと。

ウ 経営継承・発展等支援事業実施要綱(令和3年3月26日付け2経営第2988号農林水産事務次官依命通知)別記1の経営継承・発展支援事業による補助金の交付を現に受けておらず、かつ、過去に受けていないこと。

エ 国実施要綱の別記1経営発展支援事業、国緊急対策実施要綱の別記6初期投資促進事業又は国緊急円滑化対策実施要綱の別記2初期投資促進事業について補助対象事業費の上限額である1,000万円(夫婦で共同経営する場合は夫婦で1,500万円)の助成を現に受けておらず、かつ過去に受けていないこと。

(8)~(11) 略

(新設)

(12) 略

2~5 略

第3条~第11条 略

別表 略

様式第1号

様式第1号（第3条関係）

名護市新規畑人支援給付金給付申請書

名護市長 殿

年 月 日

住所  
氏名

名護市新規畑人支援給付金給付要綱第3条の規定に基づき名護市新規畑人支援給付金の給付を申請します。

給付期間	年 月 日	～	年 月 日
今回申請する給付金対象期間	年 月 日	～	年 月 日
前年の世帯所得 <sup>※1</sup> 被災による給付金の給付休止期間（ア） 中の所得を除く額 <sup>※2</sup> を記載	(ア)		円
今年の給付金額 <sup>※3</sup> （150万円）	(イ)		円
今回の給付申請額			円
・生活費の確保を目的とした国の他の事業による給付等（例：生活保護制度、雇用保険制度（失業手当）等）	<input type="checkbox"/> 受けている又は受けたことがある		
・雇用就農資金、農の雇用事業、就職氷河期世代雇用就農者実践研修支援事業、雇用就農者実践研修支援事業による助成（農業法人等として）、経営発展支援事業のうち地域計画早期実現支援枠、世代交代・初期投資促進事業のうち世代交代円滑化タイプによる助成金、経営継承・発展支援事業による助成、経営発展支援事業又は初期投資促進事業による補助対象事業費の上限額1,000万円（夫婦で共同経営する場合は夫婦で1,500万円）の助成	<input type="checkbox"/> 受けていない又は受けたことがない		

- ※1 本人のほか、同居又は生計を一にする別居の配偶者、子及び父母を世帯とする所得が600万円以下であること。
- ※2 地方税法第292条第1項第13号に定める「合計所得金額」から、被災による給付金の給付休止期間中の所得を除く額。
- ※3 夫婦で受給している場合、この額の1.5倍を記載すること。

給付金の振込口座※

金融機関 店舗名 等	銀行 信用金庫 信用組合 労働金庫 農業協同組合		店・所	出張所
	信用農業協同組合連合会 農林中金			
	金融機関コード			
	預金・貯金の種類	普通預金・当座預金	口座番号	
	郵便局 記号		(当座) 番号	
口座名 義人	(ふりがな) 氏名			

添付書類

・前年の世帯全体の所得を証明する書類（源泉徴収票、所得証明書、前年の所得証明書発行以前に給付申請を行う場合は税務署等が受理した確定申告書の写し等）。前年の世帯全体の所得が600万円を超える場合は、生活費確保の観点から給付金を必要とする理由を書面で提出するとともに、当該事情の根拠書類を添付

様式第1号

様式第1号（第3条関係）

名護市新規畑人支援給付金給付申請書

名護市長 殿

年 月 日

住所  
氏名

名護市新規畑人支援給付金給付要綱第3条の規定に基づき名護市新規畑人支援給付金の給付を申請します。

給付期間	年 月 日	～	年 月 日
今回申請する給付金対象期間	年 月 日	～	年 月 日
前年の世帯所得 <sup>※1</sup> 被災による給付金の給付休止期間（ア） 中の所得を除く額 <sup>※2</sup> を記載	(ア)		円
今年の給付金額 <sup>※3</sup> （150万円）	(イ)		円
今回の給付申請額			円
・生活費の確保を目的とした国の他の事業による給付等（例：生活保護制度、雇用保険制度（失業手当）等）	<input type="checkbox"/> 受けている又は受けたことがある		
・雇用就農資金、農の雇用事業、就職氷河期世代雇用就農者実践研修支援事業、雇用就農者実践研修支援事業による助成（農業法人等として）、経営継承・発展支援事業による助成、経営発展支援事業又は初期投資促進事業による補助対象事業費の上限額1,000万円（夫婦で共同経営する場合は夫婦で1,500万円）の助成	<input type="checkbox"/> 受けていない又は受けたことがない		

- ※1 本人のほか、同居又は生計を一にする別居の配偶者、子及び父母を世帯とする所得が600万円以下であること。
- ※2 地方税法第292条第1項第13号に定める「合計所得金額」から、被災による給付金の給付休止期間中の所得を除く額。
- ※3 夫婦で受給している場合、この額の1.5倍を記載すること。

給付金の振込口座※

金融機関 店舗名 等	銀行 信用金庫 信用組合 労働金庫 農業協同組合		店・所	出張所
	信用農業協同組合連合会 農林中金			
	金融機関コード			
	預金・貯金の種類	普通預金・当座預金	口座番号	
	郵便局 記号		(当座) 番号	
口座名 義人	(ふりがな) 氏名			

添付書類

・前年の世帯全体の所得を証明する書類（源泉徴収票、所得証明書、前年の所得証明書発行以前に給付申請を行う場合は税務署等が受理した確定申告書の写し等）。前年の世帯全体の所得が600万円を超える場合は、生活費確保の観点から給付金を必要とする理由を書面で提出するとともに、当該事情の根拠書類を添付

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この要綱は、告示の日から施行し、令和7年4月1日から適用する。

名護市告示第103号

平成28年4月1日付け名護市告示第90号で、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第10項の規定に基づき認可した地縁による団体「名護市大川区」の告示事項について、下記のとおり変更があったので、同項の規定に基づき告示する。

令和7年5月7日

名護市長 渡具知 武豊



記

1 告示した事項のうち変更のあった事項  
代表者に関する事項

2 その内容

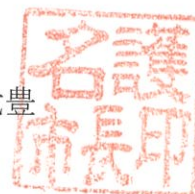
令和7年4月13日より、代表者を名護市字大川14番地5大川市営住宅302号、比嘉 稔とする。

名護市告示第 104号

名護市地域商業グロウアップ支援事業補助金交付要綱を次のように定める。

令和7年 5月 8日

名護市長 渡具知 武豊



名護市地域商業グロウアップ支援事業補助金交付要綱 ～別紙

## 名護市地域商業グロウアップ支援事業補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 市内事業者の売上増加を図るため、商品開発相談や既存商品のブラッシュアップ等の支援並びに市内外への販路拡大支援及びプロモーション支援を行い、また、市内事業者がより効果的に市内外向けの販売を推進できるよう、セミナーの開催を行う関係機関と連携・協働して市産品の認知度向上を図ることを目的に実施される業務内容に係る費用の一部補助することにより、地域商業の活性化、地域振興を図ることを目的に予算の範囲内で名護市地域商業グロウアップ支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、名護市補助金等の交付に関する規則（昭和56年規則第8号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業者・小規模企業者 中小企業支援法（昭和38年法律第147号）第2条第1項第1号から第3号までに該当するものをいう。
- (2) 県内外 沖縄県内、県外及び海外をいう。
- (3) 市産品及び特産品 市内で生産又は加工を行った農産物、加工品、工業製品等をいう。
- (4) 物産展 百貨店、量販店、販促イベント等で開催する市産品及び特産品の展示販売を中心に実施される催事をいう。

### (補助対象事業)

第3条 補助の対象とする事業は、商品の開発や改良、販路開拓等を行い、地域商業の活性化、地域振興に寄与する事業とする。

### (補助対象事業者)

第4条 補助の対象とする事業者は、名護市地域商業グロウアップ支援事業において選定された事業者とする。

### (補助対象経費)

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、事業の実施に必要な経費のうち、別表に定める経費とする。

### (補助金の額)

第6条 補助金の額は、前条の規定による補助対象経費の合計額の8割に相当する額又は80万円のいずれか低い額とする。

### (交付の申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は名護市地域商業グロウアップ支援事業補助金交付（変更）申請書（様式第1号）及びその他市長が必要と認める書類を添えて、市長が別に定める日までに提出しなければならない。

2 申請者は、本事業において、国（独立行政法人等を含む）及び地方公共団体（外郭団体を含む）が助成する他の制度（補助金、助成金等）と重複して申請してはならない。

### (交付決定)

第8条 市長は、前条に規定する申請書を受理した場合において、当該申請にかかる書類の審査及び必要に応じて行う調査等により、補助することが適当と認めるときは、名護市地域商業グロウアップ支援事業交付決定（変更承認）通知書（様式第2号）により申請者に

通知するものとする。

(補助対象期間)

第9条 前条の規定により交付決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、交付を決定した日から交付決定の日に属する年度の2月末日までに補助事業を完了しなければならない。ただし、市長が認める場合はこの限りでない。

(計画変更の承認)

第10条 補助事業者は交付決定を受けた後に事業経費及び事業計画に変更が生じる場合、当該変更について市長の承認を受けなければならない。

2 前項の規定による変更及び承認の手続きは、第7条及び第8条の規定を準用する。

(実績報告書の提出)

第11条 補助事業者は、補助事業の終了後、交付決定の日に属する年度の3月6日までに実績報告書に次の各号に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。実績報告は、名護市地域商業グロウアップ支援事業補助金実績報告書(様式3号)によるものとし、必要な書類は次のとおりとする。

- (1) 事業実施報告書(様式第4号)
- (2) 補助対象経費の支払いが確認できる書類(領収書の写し等)
- (3) 出展したことがわかる書類(出店イベントの写真、出張報告書等)

(補助金の額の確定)

第12条 市長は、前条に規定する実績報告が提出された場合は、当該実績報告書の書類を審査し、適正と認めるときは、交付すべき補助金額を確定し、名護市地域商業グロウアップ支援事業補助金確定通知書(様式第5号)により支援事業者に通知するものとする。

(補助金の経理)

第13条 補助事業者は、補助金に係る経理について、他の経理と明確に区別した帳簿を備え、その収支状況を明らかにしなければならない。

2 補助事業者は、前項に規定する帳簿及び補助金の経理に係る証拠書類を整備し、補助金の交付を受けた日の属する会計年度の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。

(補助金の交付決定の取り消し)

第14条 市長は、補助事業者が次に各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消し、既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

- (1) 補助事業者が、法令、決定通知の内容又はこれに付した条件、その他市長の指示に違反したとき
- (2) 補助金を補助事業以外の用途で使用したとき
- (3) 補助金交付申請その他関係書類に虚偽の記載をしたとき
- (4) 補助事業に関して不正、その他不適当な行為をした場合
- (5) 交付決定の後生じた事業の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなったとき

2 前項の規定は、補助事業等について交付すべき補助金の額の確定をした後においても適用があるものとする。

(補則)

第15条 この要綱に定めるもののほか、その他必要な事項については、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、告示の日から施行する。
- 2 この要綱は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。

別表（第5条関係）

対象となる事業対象経費

1 補助対象経費	予算項目	内容
	報償費	講師謝礼金等に係る事業を実施するために必要な経費
	旅費	旅費、宿泊費、交通費等に係る事業を実施するために必要な経費
	需用費	パンフレット等の制作費に係る事業を実施するために必要な経費
	荷造運賃費	商品搬送等の事業を実施するために必要な経費
	使用料	機械器具等のリース代や、会場使用料など事業を実施するために必要な経費に係る経費
	その他経費	事業を実施するために必要な経費のうち、当該事業のために使用されることが確認できるものであって、他のいずれの区分にも属さないもの

- 備考1 補助対象経費には、消費税及び地方消費税相当額を含むものとする。
- 2 本事業に申請した補助事業内容で国、公共団体、またはそれらに準ずる公的補助制度による補助を受けた場合、補助対象外とする。
  - 3 売上げに係る販売手数料は、補助対象外とする。
  - 4 航空機を利用する場合、クラスJ、プレミアムクラス料金は、補助対象外とする。
  - 5 名護市地域商業グロウアップ支援事業業務委託にて計上されている同経費については、補助対象外とする。

年 月 日

名護市長 殿

住 所  
申 請 者 名 称  
代表者名 印

名護市地域商業グロウアップ支援事業補助金交付（変更）申請書

みだしの件について、下記のとおり補助金を受けたいので、名護市地域商業グロウアップ支援事業補助金交付要綱第7条の規定により関係書類を添えて交付（変更）申請します。

記

1 申請額 \_\_\_\_\_ 円

2 関係書類

- ・事業企画書（様式第1号-1）※任意様式
- ・経費明細書（様式第1号-2）※任意様式
- ・売上計画表（様式第1号-3）※任意様式
- ・事業者概要書（様式第1号-4）※任意様式
- ・履歴事項全部証明書又は営業証明書
- ・定款写し（個人事業主：個人事業の開業等届出書または事業開始等届出書の写し）
- ・直近2ヵ年の決算書（損益計算書・貸借対照表）  
（個人事業主：確定申告書の写し、収支内訳書写し）
- ・市税完納証明書

殿

名護市長

名護市地域商業グロウアップ支援事業補助金交付決定（変更承認）通知書

年 月 日付け申請のあった 年度名護市地域商業グロウアップ  
支援事業補助金については、審査の結果適正と認め、名護市地域商業グロウアップ支援事業  
補助金交付要綱第8条の規定により下記のとおり交付決定（変更承認）したので通知します。

記

1. 交付決定（変更承認）金額： 円
  
2. 補助金の交付を受けた者は、次の条件に従わなければならない。
  - (1) 交付を受けた補助金については、補助の目的に従って、効率的な運用を図ること
  - (2) 前項の条件及び補助金交付の目的に反していると認められるときは、既に交付した補助金の一部又は全額の返還をすること。
  - (3) 補助金に関する収支を明らかにした帳簿を備え、補助金を受領した後5年間保存すること。
  - (4) 補助事業申請等に係る文書は、名護市情報公開条例により情報公開の対象となるので、その対応を行うこと。

令和 年 月 日

名護市長 殿

所在地

会社名

代表者氏名

印

名護市地域商業グロウアップ支援事業 実績報告書

令和 年 月 日付、決定通知書で通知のあった事業を完了したので、関係書類を添えて報告します。

事業完了年月日		
フリガナ		
企業名		
フリガナ		TEL :
担当者		FAX :
		Email :
添付書類 (全て揃っているかチェックしてください)	<input type="checkbox"/> 事業成果報告書（様式第4） <input type="checkbox"/> 経費精算書 <input type="checkbox"/> 支援対象経費の支出に関する証拠書類	

事業実施報告書

開発した商品・サービスの名称	
目的・背景	
概 要	

(必要に応じ適宜行数を追加してください)

名護市達 第 号  
年 月 日

住 所  
団 体  
代表者 殿

名護市長

名護市地域商業グロウアップ支援事業補助金額確定通知書

年 月 日付け名護市指令 第 号により交付決定した名護市地域商業グロウアップ支援事業に対する補助金については、実績報告書及び収支明細書等を審査した結果、名護市地域商業グロウアップ支援事業交付要綱第12条の規定により適正と認め、下記のとおり通知します。

記

- |             |                        |
|-------------|------------------------|
| 1 補助事業の名称   | 年度名護市地域商業グロウアップ支援事業補助金 |
| 2 事業実施内容    |                        |
| 3 補助金の交付決定額 | 金 円                    |
| 4 補助金の額の確定額 | 金 円                    |

年 月 日

名護市長 殿

住 所  
申 請 者 名 称  
代表者名

印

名護市地域商業グロウアップ支援事業補助金交付請求書

年 月 日付け 第 号で確定の通知があった名護市地域商業グロウアップ支援事業補助金について、下記のとおり請求します。

記

1 補助事業名

2 請 求 額 円

3 振 込 先 金融機関名及び支店名

預 金 種 別

口 座 番 号

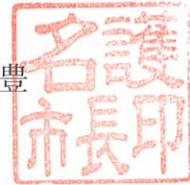
(フリガナ)  
口 座 名 義 人

名護市告示第 105 号

名護市民農園設置及び管理運営要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和 7 年 5 月 9 日

名護市長 渡具知 武豊



名護市民農園設置及び管理運営要綱の一部を改正する要綱 ~別紙

## 名護市民農園設置及び管理運営要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、名護市が設置管理する市民農園（以下「市民農園」という。）を農業者以外の市民に貸付け、市民が野菜や花の栽培を通じて自然と触れ合うとともに、農業に対する理解を深めることを目的とする。

### (名称及び位置)

第2条 市民農園の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
名護市民農園	名護市字許田大石1067番地

### (貸付期間)

第3条 市民農園の貸付期間は、貸付けを受けようとする者を公募した年の5月1日から翌々年の2月末日までとする。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる者の貸付期間は、次のとおりとするものとする。

- (1) 補欠により利用許可を受けた利用者の貸付期間 前利用者の利用期間の残余期間
- (2) 第9条第1項第2号の規定により、利用を継続する者の貸付期間 利用決定日から翌々年度の2月末日まで

### (利用時間)

第4条 利用者が市民農園を利用できる時間は、毎日日の出から日没までの間とする。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、特に必要があると認めたときは、臨時に市民農園の利用を禁止することができる。

### (区画及び貸付料)

第5条 市民農園の区画及び貸付けに係る金額（以下「貸付料」という。）は、別表のとおりとし、年度ごとに算出した額とする。ただし、当該年度ごとに算出した額に、10円未満の端数があるときはこれを切り捨てる。

2 利用者は、貸付料を市長が指定する日までに納付しなければならない。

3 納付した貸付料は、還付しない。ただし、利用者の責に帰さない理由により貸し付けた区画が利用できなくなった場合は、この限りでない。

### (利用対象者)

第6条 市民農園の利用対象者は、次の各号に掲げる者とする。

(1) 名護市内に居住する者であって、耕作可能な農用地を有していない世帯に属するもの

(2) 市長が特に必要と認める者

2 市民農園は、世帯及び団体を単位として利用するものとし、1世帯につき1区画、団体については市長が認める区画数とする。

### (募集の方法)

第7条 市民農園を利用開始しようとする者の募集は、広報誌、市ホームページ等に掲載し、公募により行う。

2 募集期間は、第3条第1項で規定する貸付期間の満了する年度の1月から2月末日までの間で市長がその都度定める間とし、利用希望者は、市民農園利用申込書（様式第1号）に添付書類を添えて市長に提出しなければならない。

3 利用者の数が公募区画数に達しない場合は、公募する区画数に達するまでの間、随時利用申込みを受け付ける。

### (選考の方法)

第8条 市長は、前条第2項及び第3項の規定による市民農園利用申込書を受理したとき

は、審査を行い、その結果を、市民農園利用許可（不許可）通知書（様式第2号）により利用希望者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により通知を受けた利用希望者と名護市民農園貸付契約書（様式第3号）による契約締結を行う。

（利用許可等の判断）

第9条 市長は、市民農園の利用申込みに対して、次に掲げる基準により利用許可等の判断を行う。

(1) 第7条第2項の公募による利用者の決定に当たっては市長が定める日に利用希望者による抽選を行い、これにより当選した者に利用許可を行うものとする。

(2) 前号の規定に関わらず、利用希望者の数が公募する区画数に満たない場合は抽選を行わない。ただし、同一区画に複数の利用を希望する者がいる場合は、前回から継続して同一区画の利用を希望する者を優先して利用許可を行うものとし、前回から継続して同一区画の利用を希望する者がいないときは、当該同一区画の複数の利用を希望する者のみ抽選を行うものとする。

(3) 第7条第3項の規定による利用者の決定は、申込みの先着順とする。

2 市長は、利用申込者が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する団体をいう。以下同じ。）又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有しているときは、市民農園の利用許可を行わない。

3 市長は、第13条による市民農園利用の取り消しを行い、新たに募集区間が生じたときは、利用希望者のうちから、あらかじめ定められた順位に従って利用許可等を行うものとする。

（禁止行為）

第10条 市長は、市民農園の利用者に対し、次に掲げることを遵守させなければならない。

(1) 区画内に建物及び工作物を設置しないこと。

(2) 市民農園の施設、備品等を損傷し、又は汚損しないこと。

(3) 営利を図る目的で市民農園を使用しないこと。

(4) 区画を第三者へ譲渡し、又は転貸しないこと。

(5) 火気を使用し、又はごみその他の汚物を捨てないこと。

(6) 環境に悪影響を及ぼすおそれのある農薬の使用を控えること。

(7) 多年生の作物及び樹木を栽培しないこと。

(8) 区画の形状を変更し、当該区画以外に立ち入り、又は他の借受人若しくはこれに隣接する土地所有者に迷惑を及ぼさないこと。

(9) その他市長が定める禁止行為

（損害賠償）

第11条 利用者は、市民農園に際し、農地及び他施設等に損害を与えた場合は、その損失を賠償しなければならない。

（損失補償）

第12条 市長は、市民農園の栽培作物の被害及び周辺施設等との事故による損失については、補償しないものとする。

（使用許可の取消し等）

第13条 市長は、利用者が次のいずれかに該当する場合は、市民農園の利用を取り消し、契約解除の手続を行う。

(1) 利用者が第10条に掲げる禁止行為があったとき。

(2) 利用者が、市民農園契約解除届（様式第4号）により市民農園の契約解除を申し出たとき。

- (3) 利用者が長期間利用を怠り、利用継続の意思のないとき。
- (4) 利用者が貸付料を市長が指定した日までに納付しないとき。
- (5) その他市長が不相当と認めたとき。

(権利)

第14条 利用者は、市民農園の利用に当たり、地上権、永小作権その他一切の権利は発生しない。

(返還)

第15条 市長は、貸付期間が終了する場合にあっては貸付期間の満了の日の前日までに、第13条の規定により貸付けの契約を解除する場合にあっては市長が指定する日までに、利用者に貸し付けた区画を原状に回復させ、返還させなければならない。

(補則)

第16条 この要綱に定めるもののほか、市民農園の管理運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則 (平成20年3月27日告示第22号)

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 第3条の規定にかかわらず、この要綱の施行年度における市民農園の貸付期間は、平成20年6月2日から平成22年3月31日までとする。

附 則 (平成24年8月21日告示第129号)

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則 (平成29年1月16日告示第5号)

(施行期日)

- 1 この要綱は、告示の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の日前の名護市民農園貸付契約による貸付期間については、なお従前の例による。

附 則 (令和2年1月16日告示第5号)

(施行期日)

- 1 この要綱は、告示の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の日前に締結した名護市民農園貸付契約については、なお従前の例による。

附 則 (令和7年5月9日告示第105号)

(施行期日)

- 1 この要綱は、告示の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の日前に締結した名護市民農園貸付契約については、なお従前の例による。

別表（第5条関係）

1 名護市民農園

区画番号	区画面積	利用料（月額）	区画番号	区画面積	利用料（月額）
1	40m <sup>2</sup>	200 円	6	55m <sup>2</sup>	275 円
2	40m <sup>2</sup>	200 円	7	48m <sup>2</sup>	240 円
3	40m <sup>2</sup>	200 円	8	48m <sup>2</sup>	240 円
4	48m <sup>2</sup>	240 円	9	48m <sup>2</sup>	240 円
5	50m <sup>2</sup>	250 円	10	58m <sup>2</sup>	290 円

備考 「貸付料」とは、1区画当たりの利用料に1区画当たり100円／月の共益費（水道代、汲み取り料等）を加えた額とする。

公 示 送 達 書

下記書類の送達を受けるべき者の住所、居所、事務所及び事業所がともに不明、又は外国において送達が困難であるため、地方税法第20条の2の規定により告示します。

なお、公示送達する書類は、市長（国民健康保険課）が保管していますので、申し出があればいつでも送達を受けるべき方に交付します。

令和7年5月9日

名護市長 渡具知 武豊



納税通知書番号	書類の名称	税額			納税義務者
		税目	年度	期別	
1109162	執行停止通知書	国民健康保険税	-	-	仲里 和徳
1036173	執行停止通知書	国民健康保険税	-	-	SUN XUHUI
986488	執行停止通知書	国民健康保険税	-	-	大城 勇人
864234	執行停止通知書	国民健康保険税	-	-	李 学起
678295	督促状	国民健康保険税	令和6年度	第2期～第6期	玉城 春
144894	督促状	国民健康保険税	令和6年度	第5期～第8期	上地 廣司

令和 7 年 4 月 17 日

名護市公募型指名競争入札の実施について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項及び名護市公募型指名競争入札実施要綱（平成24年告示第106号）に基づき、公募型指名競争入札を実施するため、次のとおり公告します。

名護市長 渡具知 武豊



1 入札に付する事項

1	工事名	いさがわ市営住宅建替建築工事（I期）
2	工事の種類	建築一式工事
3	施工場所	名護市字 伊差川 地内
4	工期	契約締結日の翌日（又は契約締結日）～令和8年7月31日
5	概要	建築工事 一式
6	入札日時	令和7年5月14日（水）午前9時30分
7	入札場所	名護市役所 庁議室
8	予定価格 （消費税込み）	事後公表とする。（予定価格の事後公表対象案件）
9	最低制限価格	設定する
10	入札保証金	免除
11	契約保証金	契約額の10分の1以上。ただし、金融機関又は保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。
12	申請書提出期限	令和7年4月30日（水）正午
13	工事内容に関する 質問締切日	令和7年5月7日（水）正午
14	質問に対する回答	令和7年5月9日（金）
15	指名通知日	令和7年5月2日（金）
16	担当課	入札関係：名護市工事契約検査課 工事関係：建築住宅課

## 2 入札参加資格要件

次に掲げる事項の全てを満たしていなければなりません。

- ① 名護市内に本店を有する者であること。
- ② 建設業法第3条第1項の規定による建設業の許可を受けていること。
- ③ 名護市の建築一式工事A級に登録されている者であること。
- ④ 今年度（令和7年4月1日から令和7年5月14日の入札日までの間）に本市発注の建築一式工事（予定価格1,000万円以上のもの）を受注した者ではないこと。
- ⑤ 前年度繰越により継続して本市発注の建築一式工事（予定価格1,000万円以上のもの）を施工中の者ではないこと。ただし、令和7年4月1日の前日までに完成検査済みの者は除く。
- ⑥ 地方自治法施行令第167条の4（一般競争入札の参加者の資格）に規定する者に該当しない者であること。
- ⑦ 下記の資格を有する技術者を配置でき、また、当該技術者と3カ月以上の雇用関係があること。  
「別紙入札の条件のとおり」
- ⑧ 入札日までの間に、名護市指名停止等事務処理要綱に規定する指名停止の措置を受けていない者であること。
- ⑨ 名護市指名停止等事務処理要綱による警告等を受けた者であって、当該警告等に基づき要求された内容を履行中の者でないこと。
- ⑩ 入札参加資格に基づく改善要求を受けた者であって、当該要求内容が改善されていない者でないこと。
- ⑪ 入札日において有効な総合評定値通知書（いわゆる経審）を受けている者であること。
- ⑫ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続又は民事再生法平成11年法律第225号）に基づく再生手続中の者でないこと。
- ⑬ 公告日の3カ月前から入札日までの間に不渡り等を生じていない者（前号に該当するものを除く。）であること。
- ⑭ 入札までにおいて、法令・条例等に違反したことにより行政機関等から行政処分、行政指導等が行われている工事等に施工業者としてかかわっている者でないこと。

## 3 配布資料

- ① 名護市公募型指名競争入札の実施について（公告文）
- ② 特定建設工事共同企業体資格審査申請書
- ③ 入札心得
- ④ 入札書
- ⑤ 質問書
- ⑥ 特記仕様書
- ⑦ 図面
- ⑧ 数量計算書
- ⑨ 注意事項
- ⑩ 名護市入札における最低制限価格に関する要綱
- ⑪ 最低制限価格設定例
- ⑫ 資本関係等のある資格者同士の入札について

## 4 提出書類

次に掲げる書類を令和7年4月30日正午までに工事契約検査課へ提出してください。当該期限を過ぎて提出のあった者については受付を行いません。

- ① 特定建設工事共同企業体資格審査申請書等（詳細は別紙入札の条件参照）

- ② 配置予定技術者に手持工事が有る場合は、CORINSの工事カルテ受領書及び受注時又は変更時工事カルテの写し（CORINS登録していない場合は、契約書の写し）
- ③ 配置予定技術者に係る書類
  - (1) 配置予定技術者の雇用確認ができる書類
  - (2) 資格者証の写し
  - (3) 営業所技術者等証明書(建設業法施行規則(昭和24年建設省令第14号)様式第8号)の写し

#### 5 指名通知予定日

上記4の書類を提出後、入札参加資格要件を満たすものについては令和7年5月2日（金）に指名通知を、入札参加資格要件を満たさない者については、その理由を付した非指名通知書を送付します。

#### 6 落札者の決定に関する事項

入札後、落札候補者の順位を決定し、当該落札候補者の提出書類を確認します。当該落札候補者の提出した書類が上記2に掲げる入札参加資格要件を欠いた場合又は書類に虚偽の記載を行っているとは判断した場合は、当該落札候補者を失格とし、次の順位の者の提出書類を確認します。

入札参加資格要件審査通知書を受けた者のうち、不服のある者については、説明の申し立てを市長に対して行うことができます。説明の申し立てを行う者は、指定する日までに書面（任意）により、担当課まで提出してください。

# 入札の条件

工 事 名 : いさがわ市営住宅建替建築工事(I期)

## 1 共同企業体について

- (1) 本工事は、名護市における建築一式工事(A級)より、2者の任意の組合せによる共同企業体を結成することによって入札の参加を認める。
- (2) 共同企業体の代表者は、名護市における建築一式工事(A級)登録業者で総合評点950点以上とする。  
ただし、上記の代表者としての条件を満たす者同士の組み合わせとなる場合においては、名護市における建築工事の総合評点の高い方を代表者とする。
- (3) 代表者から、建設業法に基づく現場代理人、監理技術者となり得る国家資格取得者(1級建築施工管理技士または1級建築士)を配置し、構成員から主任技術者となり得る国家資格者(1、2級建築士または1、2級建築施工管理技士)を1人配置することとする。  
(配置技術者については、3カ月以上の直接雇用関係にあること。)
- (4) 共同企業体は、甲型(共同施工方式)とし、代表者の出資比率は構成員のうち最大の出資率(51%以上)とする。
- (5) 構成員の出資比率は、30%以上とする。
- (6) 共同企業体結成後の辞退届提出期限については、入札執行時刻前までに提出とする。
- (7) 特定建設工事共同企業体資格審査申請書、特定建設工事共同企業体協定書、委任状(事前提出用)及び各構成員ごとに特定建設工事共同企業体資格審査申請書(別紙)を、次に掲げる日までに提出する。

○提出期間:令和7年4月18日(金)～令和7年4月30日(水) 正午まで

表1.対象業者

	会 社 名	建設業許可	総合評点
1	(株)屋部土建	特定	1876
2	(株)ツナミ組	特定	1325
3	(有)宮松建設	特定	967
4	(株)山城重機	特定	955
5	(株)かない	特定	919
6	(有)北栄建設	特定	918
7	(有)ナザキ開発	特定	899

令和 7 年 4 月 17 日

名護市公募型指名競争入札の実施について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項及び名護市公募型指名競争入札実施要綱（平成24年告示第106号）に基づき、公募型指名競争入札を実施するため、次のとおり公告します。

名護市長 渡具知 武豊



1 入札に付する事項

1	工事名	多世代交流施設建築工事
2	工事の種類	建築一式工事
3	施工場所	名護市 大中 地内
4	工期	契約締結日の翌日（又は契約締結日）～令和8年3月13日
5	概要	建築工事 一式
6	入札日時	令和7年5月14日（水）午前10時
7	入札場所	名護市役所 庁議室
8	予定価格 （消費税込み）	事後公表とする。（予定価格の事後公表対象案件）
9	最低制限価格	設定する
10	入札保証金	免除
11	契約保証金	契約額の10分の1以上。ただし、金融機関又は保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。
12	申請書提出期限	令和7年4月30日（水）正午
13	工事内容に関する 質問締切日	令和7年5月7日（水）正午
14	質問に対する回答	令和7年5月9日（金）
15	指名通知日	令和7年5月2日（金）
16	担当課	入札関係：名護市工事契約検査課 工事関係：建築住宅課

## 2 入札参加資格要件

次に掲げる事項の全てを満たしていなければなりません。

- ① 名護市内に本店を有する者であること。
- ② 建設業法第3条第1項の規定による建設業の許可を受けていること。
- ③ 名護市の建築一式工事A級に登録されている者であること。
- ④ 今年度（令和7年4月1日から令和7年5月14日の入札日までの間）に本市発注の建築一式工事（予定価格1,000万円以上のもの）を受注した者ではないこと。
- ⑤ 前年度繰越により継続して本市発注の建築一式工事（予定価格1,000万円以上のもの）を施工中の者ではないこと。ただし、令和7年4月1日の前日までに完成検査済みの者は除く。
- ⑥ 地方自治法施行令第167条の4（一般競争入札の参加者の資格）に規定する者に該当しない者であること。
- ⑦ 下記の資格を有する技術者を配置でき、また、当該技術者と3カ月以上の雇用関係があること。  
「別紙入札の条件のとおり」
- ⑧ 入札日までの間に、名護市指名停止等事務処理要綱に規定する指名停止の措置を受けていない者であること。
- ⑨ 名護市指名停止等事務処理要綱による警告等を受けた者であって、当該警告等に基づき要求された内容を履行中の者でないこと。
- ⑩ 入札参加資格に基づく改善要求を受けた者であって、当該要求内容が改善されていない者でないこと。
- ⑪ 入札日において有効な総合評定値通知書（いわゆる経審）を受けている者であること。
- ⑫ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続又は民事再生法平成11年法律第225号）に基づく再生手続中の者でないこと。
- ⑬ 公告日の3カ月前から入札日までの間に不渡り等を生じていない者（前号に該当するものを除く。）であること。
- ⑭ 入札までにおいて、法令・条例等に違反したことにより行政機関等から行政処分、行政指導等が行われている工事等に施工業者としてかかわっている者でないこと。

## 3 配布資料

- ① 名護市公募型指名競争入札の実施について（公告文）
- ② 特定建設工事共同企業体資格審査申請書
- ③ 入札心得
- ④ 入札書
- ⑤ 質問書
- ⑥ 特記仕様書
- ⑦ 図面
- ⑧ 数量計算書
- ⑨ 注意事項
- ⑩ 名護市入札における最低制限価格に関する要綱
- ⑪ 最低制限価格設定例
- ⑫ 資本関係等のある資格者同士の入札について

## 4 提出書類

次に掲げる書類を令和7年4月30日正午までに工事契約検査課へ提出してください。当該期限を過ぎて提出のあった者については受付を行いません。

- ① 特定建設工事共同企業体資格審査申請書等（詳細は別紙入札の条件参照）

- ② 配置予定技術者に手持工事が有る場合は、CORINSの工事カルテ受領書及び受注時又は変更時工事カルテの写し（CORINS登録していない場合は、契約書の写し）
- ③ 配置予定技術者に係る書類
  - (1) 配置予定技術者の雇用確認ができる書類
  - (2) 資格者証の写し
  - (3) 営業所技術者等証明書(建設業法施行規則(昭和24年建設省令第14号)様式第8号)の写し

#### 5 指名通知予定日

上記4の書類を提出後、入札参加資格要件を満たすものについては令和7年5月2日（金）に指名通知を、入札参加資格要件を満たさない者については、その理由を付した非指名通知書を送付します。

#### 6 落札者の決定に関する事項

入札後、落札候補者の順位を決定し、当該落札候補者の提出書類を確認します。当該落札候補者の提出した書類が上記2に掲げる入札参加資格要件を欠いた場合又は書類に虚偽の記載を行っていると判断した場合は、当該落札候補者を失格とし、次の順位の者の提出書類を確認します。

入札参加資格要件審査通知書を受けた者のうち、不服のある者については、説明の申し立てを市長に対して行うことができます。説明の申し立てを行う者は、指定する日までに書面（任意）により、担当課まで提出してください。

# 入札の条件

工 事 名 : 多世代交流施設建築工事

## 1 共同企業体について

- (1) 本工事は、名護市における建築一式工事(A級)より、2者の任意の組合せによる共同企業体を結成することによって入札の参加を認める。
- (2) 共同企業体の代表者は、名護市における建築一式工事(A級)登録業者で総合評点950点以上とする。  
ただし、上記の代表者としての条件を満たす者同士の組み合わせとなる場合においては、名護市における建築工事の総合評点の高い方を代表者とする。
- (3) 代表者から、建設業法に基づく現場代理人、監理技術者となり得る国家資格取得者(1級建築施工管理技士または1級建築士)を配置し、構成員から主任技術者となり得る国家資格者(1、2級建築施工管理技士または1、2級建築士)を1人配置することとする。  
(配置技術者については、3カ月以上の直接雇用関係にあること。)
- (4) 共同企業体は、甲型(共同施工方式)とし、代表者の出資比率は構成員のうち最大の出資率(51%以上)とする。
- (5) 構成員の出資比率は、30%以上とする。
- (6) 共同企業体結成後の辞退届提出期限については、入札執行時刻前までに提出とする。
- (7) 特定建設工事共同企業体資格審査申請書、特定建設工事共同企業体協定書、委任状(事前提出用)及び各構成員ごとに特定建設工事共同企業体資格審査申請書(別紙)を、次に掲げる日までに提出とする。

○提出期間:令和7年4月18日(金)～令和7年4月30日(水) 正午まで

表1.対象業者

	会 社 名	建設業許可	総合評点
1	(株)屋部土建	特定	1876
2	(株)ツナミ組	特定	1325
3	(有)宮松建設	特定	967
4	(株)山城重機	特定	955
5	(株)かない	特定	919
6	(有)北栄建設	特定	918
7	(有)ナザキ開発	特定	899

## (8) 入札待ち案件について

令和7年5月14日入札予定の「いさがわ市営住宅建替建築工事(I期工事)」の落札業者は入札参加できないものとする。

名護市公告第 24 号

次の認可地縁団体が所有する不動産に係る登記の特例について、地方自治法第 260 条の 46 第 2 項の規定により公告します。

当該認可地縁団体が保有する次の不動産について、その所有権の保存又は移転の登記をすることについて異議のある登記関係者等は、この公告期間内にお申し出ください。

なお、異議を述べることができる登記関係者等は、次の不動産の表題部所有者若しくは所有権の登記名義人若しくはこれらの相続人又は不動産の所有権を有することを疎明する者です。

令和 7 年 4 月 21 日

名護市長 渡具知 武豊



1 申請を行った認可地縁団体の名称、区域及び主たる事務所

名称：名護市安和区

区域：名護市字安和の住居表示の区域

主たる事務所の所在地：名護市字安和 114 番地 3

2 不動産に関する事項

地目	面積	地番
雑種地	1320 m <sup>2</sup>	名護市字安和渡地原 123 番 8

表題部所有者又は所有権の登記名義人の氏名又は名称及び住所  
所有者 名護市字安和

3 公告期間 令和 7 年 4 月 21 日から令和 7 年 7 月 22 日まで

4 異議を述べる方法

名護市長に対し、地方自治法施行規則（昭和 22 年内務省令第 29 号）第 22 条の 3 第 3 項に規定する申出書の様式に必要事項を記載し、登記関係者等であること及び申出書に記載された氏名及び住所を確認できる書類を添えて提出してください。

名護市公告第 25 号

名護市交通政策支援業務委託に係る公募型プロポーザルの実施について

令和 7 年 4 月 22 日

名護市長 渡具知 武豊



名護市交通政策支援業務委託に係るプロポーザル実施要項等は、市ホームページ及びまちなか再開発・公共交通課に備え付けています。

名護市交通政策支援業務委託プロポーザル  
実施要項

1 目的

本プロポーザルは、本市公共交通におけるニーズの把握及び課題の解消に向けた名護市地域公共交通計画に示す施策推進並びに本市内におけるコミュニティバス運行の業務支援を行う最優先候補者を選定することを目的とする。

2 業務委託概要

名 称：名護市交通政策支援業務委託

履 行 期 間：契約締結の日から令和8年3月31日まで

履 行 場 所：名護市地内

委託上限額：22,510,000円（税込み価格）

※この金額は契約予定額ではなく、提案上限額を示す。

委託業務内容：別紙仕様書によるものとする。

3 参加資格

参加資格を有する者（共同企業体等の場合は、構成員全員とする。ただし、(1)については、構成員のいずれかが要件を満たしていることとする。）は、次に掲げる要件の全てに該当するものとする。なお、企画提案書提出後においても、資格要件を満たさなくなった場合は、当該参加者の参加資格を取り消すこととする。

- (1) 過去5年以内（令和2年4月1日以降）に国・県・市町村等が発注した交通関連計画等の業務（地域公共交通計画や交通に関する計画等の策定、調査に関する業務）を受注し、適切に履行した実績を1件以上有していること。なお、当該計画等を受注した者からのアンケート調査及び印刷製本業務等の業務を一部委託された実績は含まない。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者ではないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）等に基づく更生又は再生手続等を行っていないこと。
- (4) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする者ではないこと。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及びそれらの利益となる活動を行うものではないこと。
- (6) 名護市指名停止等事務処理要綱（平成20年告示第93号）に基づく指名停止措置を契約予定日までの間、受けていない者であること。
- (7) 個人又は法人及びその法人の代表者が、国税、沖縄県の法人事業税及び名護市税（①市県民税（特別徴収・普通徴収）②法人市民税 ③固定資産税）を滞納していない

こと。

(8) 共同企業体に係る留意点

- ① 共同企業体とは名護市交通政策支援業務委託共同企業体協定書（以下「協定書」という。）に基づき、本件委託業務をその構成員が共同で行うものとする。
- ② 共同企業体として申請する場合は、参加表明書と一緒に協定書を提出し、記載された事項を、構成員相互で遵守し、本件委託業務を適正に履行すること。
- ③ 申請代表者を定めること。（上記提出書類と一緒に共同企業体構成員の当該企業体を代表する法人への申請手続に係る委任状【任意様式】を構成員ごとに提出すること。）
- ④ 同時に複数のグループの構成員になることはできない。
- ⑤ 単独で申請する者は、本募集において他の共同企業体の構成員になることはできない。

4 プロポーザルに関する手続

(1) スケジュール表

現時点において想定するスケジュールは次のとおりであるが、多少前後する場合もある。

項目	期日又は期限
案件公表（公告）	令和7年4月22日（火）
質問書の提出期限	令和7年5月1日（木） 正午必着
参加表明書の提出期限	令和7年5月2日（金） 午後5時必着
質問の回答	令和7年5月7日（水）
参加資格確認結果通知の交付	令和7年5月7日（水）
企画提案書類の提出期限	令和7年5月9日（金） 午後5時必着
プレゼンテーション開催日	令和7年5月16日（金）予定 ※令和7年5月19日（月）予備日
結果通知	選定委員会の翌日以降、速やかに行う
契約予定時期	令和7年5月下旬頃

(2) 提出書類等

- ① 参加表明書【様式1】
- ② 会社概要表【様式2】
- ③ 企画提案提出書【様式3】

- ④ 業務実績表【様式4】
- ⑤ 業務執行体制表【様式5】
- ⑥ 企画提案書【任意様式】
- ⑦ 参考見積書【任意様式】
- ⑧ 全部事項証明書又は登記簿謄本及び各納税・課税証明書（写し可）
- ⑨ 質問書【様式6】
- ⑩ プロポーザル参加辞退届【様式7】※参加を辞退する者のみ
- ⑪ 協定書【任意様式】※共同企業体のみ
- ⑫ 委任状【任意様式】※共同企業体のみ

※共同企業体の参加の場合における提出書類は、代表者のみの提出とする。（ただし、上記②④⑧については構成企業ごとに提出すること。）

※各種証明書は、3か月以内に発行されたものに限る。

様式配布場所：名護市建設部 まちなか再開発・公共交通課（担当：比嘉）

※名護市ホームページ内より入手可。

(3) プロポーザルに関する質問の受付

プロポーザルに関する質問がある場合、質問書【様式6】を提出すること。口頭による質問は不可とする。

① 受付期限

令和7年5月1日（木）正午まで（必着）

② 提出方法

原則としてメールにより担当課へ送付すること。また、メール送信後には受領の確認のため、送信した旨を担当部署へ電話連絡すること。

③ 回答方法

質問を受けた翌日から数えて2日（開庁日）以内にメールにより参加表明書を提出した全員又は企画提案資格者全員に対して回答する。なお、質疑内容については、令和7年5月7日（水）に名護市ホームページにて公表する。

(4) 参加表明書の提出

本プロポーザルへの参加を希望する者は、①の提出期限までに②の提出書類を2部作成し、提出するものとする。

① 提出期限

令和7年5月2日（金）午後5時まで（必着）

② 参加表明提出書類

別紙1「参加表明提出書類について」参照

③ 提出方法

担当課窓口へ持参又は郵送により提出すること。なお、郵送の場合には提出期限内に必着すること。

※担当課窓口による受付は、午前9時から午後5時までの間（土・日・祝日を除く。）

(5) 参加資格確認結果通知の交付

参加表明書を提出した者に対し、プロポーザル参加資格決定通知書を交付し、又は参加資格を有していない旨をその理由と併せて通知する。

- ① 交付日 令和7年5月7日（水）
- ② 交付方法 郵送（電子メールにて写しを送付）
- ③ その他

参加資格を有すると認められなかった旨の通知を受けた参加表明書の提出者は、その通知を受けた日の翌日起算で、市役所閉庁日を除く5日後の午後5時までに書面によりその理由の説明を求めることができる。その場合、市は書面を受領した日の翌日起算で市役所閉庁日を除く5日以内に文書により回答するものとする。

(6) 企画提案書類等の提出

企画提案資格者は、企画提案関係書類を①の提出期限までに②の提出書類を作成し、提出するものとする。

- ① 提出期限  
令和7年5月9日（金）の午後5時まで（必着）
- ② 企画提案書類等（※別紙2「企画提案提出書類について」参照）  
企画提案提出書【様式3】など一式
- ③ 提出部数

- ・ 原本（企画提案書類一式）：1部（片面印刷）
- ・ 副本（企画提案書類一式）：10部（両面印刷）

※ 副本は、企画提案書類一式をファイリングして1部としてください。

※ 原本及び副本には、ページ番号を記載してください。

④ 提出方法

担当課窓口へ持参又は郵送により提出すること。なお、郵送の場合には提出期限内に必着しなければならない。

※担当課窓口による受付は、午前9時から午後5時までの間（土・日・祝日を除く。）

(7) プレゼンテーション及びヒヤリングの実施

- ① プレゼンテーション及びヒヤリングの実施日は、令和7年5月16日（金）  
予定とし、予備日は令和7年5月19日（月）とする。
- ② プレゼンテーション及びヒヤリングの所要時間は、次のとおりとする。

プレゼンテーション	20分
質疑応答	15分
合計	35分

- ③ 説明者については、本業務を担当する管理者とし、プレゼンテーション及びヒヤリングへの参加者は説明者を含む3名以内とする。
- ④ 説明内容については、提出した企画提案書をもとに行うこととし、新たに書き加えること及び別の図表等を追加することはできない。
- ⑤ プレゼンテーションの際にパワーポイントで説明する場合は、企画提案書類の提出時に申し出ることとし、使用する電子データとパソコンは持参すること。なお、プロジェクター及びスクリーンについては、本市で準備する。
- ⑥ プレゼンテーションの順番は、企画提案関係書類の受理順とし、指定時間の15分前までに待機すること。指定したプレゼンテーションの審査開始時間に遅れた場合は、失格とする。
- ⑦ 他の提案者のプレゼンテーション及びヒヤリングを傍聴することはできない。

## 5 評価方法等

評価方法等については、次のとおりとする。

- ① 本プロポーザルの実施に当たっては、企画提案書、プレゼンテーション及びヒヤリングによる評価を厳正に行った上で、最優秀提案者として選定し、優先交渉者とする。
- ② 本プロポーザルの評価は、市が別に定める「名護市交通政策支援業務委託プロポーザル選定委員会」（以下「委員会」という。）において行う。
- ③ 評価項目及び配点は、別紙3「評価項目及び配点」によるものとし、最低基準点を超えたものの内から最も点数の高い提案をしたものを最優秀提案者とする。なお、同点により契約の最優秀候補者とすべきものが2者以上ある場合は、別紙4「全委員の審査得点の合計が同点だった場合」のとおりを選定する。
- ④ 最低基準点は60点×委員数とする。
- ⑤ 提案者が1者の場合でも審査を行い、最低基準点を満たした場合は、最優秀提案者とする。
- ⑥ 評価結果については、プレゼンテーションに参加した全ての者に通知する。
- ⑦ 評価の経緯に関する質問には一切応じられない。

## 6 失格要件

次に掲げる項目に該当する場合は、失格とする。

- ① 提出書類に虚偽の記載がある場合
- ② 提出期限を過ぎて提出書類が提出された場合
- ③ 委員会の委員又は関係者にプロポーザルに対する援助を直接的又は間接的に求める等の不正な接触をした場合
- ④ 本実施要項「2 委託業務概要」の委託上限額を超える金額で参考見積額が提案された場合
- ⑤ 指定するプレゼンテーション審査開始時間に遅れた場合

- ⑥ 契約締結までの間に参加要件を満たさないと発覚した場合
- ⑦ その他本要項に違反した場合

## 7 契約の締結

### (1) 優先交渉権について

- ① プレゼンテーション及びヒヤリングにおいて最優秀提案者に選定された者に対して、本業務委託の契約に係る優先交渉権が与えられる。
- ② 優先交渉権が与えられた者（以下「優先交渉者」という。）が提出した企画提案書の参考見積書の金額を上限として、見積合わせを行い契約書の取り交わしをもって契約の成立とする。
- ③ 最優秀提案者との契約が不調となった場合には、次点者を優先交渉者とする。

### (2) 契約手続について

名護市随意契約取扱規定（平成17年訓令1号）に定める随意契約の手続により、優先交渉者から見積書を徴収し、予定価格の範囲内であることを確認して契約を締結し、契約書を取り交わすものとする。

### (3) 契約保証金

契約予定者は、契約保証金として、契約額の100分の10の額を契約締結前に納付しなければならない。ただし、名護市契約規則（昭和48年規則第19号）第26条各号のいずれかに該当する場合には、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

## 8 その他

- (1) 応募に要する一切の費用は、応募者の負担とする。
- (2) 本市が受領した提出書類については、返却しない。
- (3) 提出された資料の著作権は、提案者に帰属するものとする。ただし、選定を行う作業や議会報告等に必要の場合に提案者に承諾なく無償で使用できるものとする。
- (4) **プロポーザルの結果は、公開するものとする。（参加業者名及びその総合評価点数も含む。）** なお、提出された企画提案書等は、名護市情報公開条例及びその他関連する条例又は規則等に基づいた取扱いとなる。
- (5) 1事業者あたりの企画提案は、1件までとする。
- (6) 参加表明書を提出した後であっても、プロポーザル参加辞退届【様式7】を提出することにより参加の辞退を申し出ることができる。この場合において、本案件後の本市の契約に関して不利益な扱いをしないものとする。

## 9 問合せ先

名護市 建設部 まちなか再開発・公共交通課

住 所：〒905-0014 沖縄県名護市港二丁目1番1号（名護市民会館2階）

電話番号：0980-54-1313 担当：比嘉

F A X：0980-54-1314

メールアドレス：machinakakoutsu@city.nago.lg.jp

(要項 4(3)②関係)

別紙1 参加表明提出書類について

1 次に掲げる事項に留意し作成するものとする。

(1) 共通事項

参加表明提出書類の用紙の大きさはA4版を基本とし、余白は、上10mm、下10mm、左25mm、右15mmとし、文字の大きさは、ワープロソフト使用の場合、11ポイント以上の大きさとする。

(2) 次の書類一式を左2箇所ホッチキス留めとし、2部提出するものとする。

提出書類一覧表】

※「○」：必ず提出、「△」：必要な者のみ提出

No.	提出書類	区分
1	参加表明書【様式1】※記名及び押印の上、提出すること	○
2	会社概要表【様式2】 ※記載は1頁以内 ※任意様式で組織図を添付すること	○
3	業務実績表【様式4】	○
4	登記事項証明書又は登記簿謄本（写し可）	○
5	各税に関する証明書（直近1年分）（写し可）	
(1)	名護市税完納証明書（法人）	△
(2)	名護市の法人市民税納税証明書	△
(3)	代表者の国民健康保険税完納証明書 ※国民健康保険に加入している個人事業者のみ	△
(4)	代表者の名護市税完納証明書 ※すべての名護市税が対象	△
(5)	沖縄県の法人事業税（個人事業税）の納税証明書 ※完納証明書は不可	△
(6)	国税納税証明書 ※法人事業者は様式その3の3 ※個人事業者は様式その3の2	○
6	協定書【様式9】※共同企業体で申請の場合のみ ※正本1部	△
7	委任状【様式10】※共同企業体で申請の場合のみ ※正本1部	△

※各証明書は3か月以内に発行されたものを提出すること。

※No.5(1)から(5)については、沖縄県又は名護市に納税義務がある者のみ提出すること。

※共同企業体の場合、No.2からNo.4までは構成企業ごとに提出すること。

(要項 4(6)②関係)

別紙 2 企画提案提出書類について

1 次に掲げる事項に留意し作成するものとする。

(1) 共通事項

- ① 企画提案提出書類の用紙の大きさはA4版を基本とし、余白は、上10mm、下10mm、左25mm、右15mmとし、文字の大きさは、ワープロソフト使用の場合、11ポイント以上の大きさとする。
- ② 企画提案書を受領した後の提案内容の追加、修正および再提出は認めない。ただし、プレゼンテーションの際におけるパワーポイント等による説明については、企画提案書に記載した内容を逸脱しない範囲で可とする。

(2) 提出部数は、次に掲げるとおりとする。

- ① 原本（企画提案提出書一式）：1部（片面印刷A4フラットファイル綴じ）
- ② 副本（企画提案提出書一式）：10部（両面印刷）

(3) 次の書類を一式とする。なお、参加表明提出書類と共通する書類については、参加表明書類と相違がないものであること。

① 企画提案提出書【様式3】

ア 記名及び押印の上、提出すること。

② 会社概要表【様式2】

ア 別紙1参加表明提出書類について(2)②同様。

③ 業務実績表【様式4】

ア 別紙1参加表明提出書類について(2)④同様。

④ 業務執行体制表【様式5】

⑤ 企画提案書【任意様式】

ア 企画提案書には別紙3に掲げる評価基準及び仕様書を踏まえ、想定される各業務、各事項の実施手法及びスケジュールについて具体的に記載すること。

イ 20頁以内とすること。

⑥ 参考見積書【任意様式】

ア 本業務における参考見積書を提出すること。また、参考見積書は、本業務に係る全体の経費とし、積算にあたっての根拠等の内訳書も併せて提出すること。

(4) 上記(3)で示した書類を①～⑥の順でつづり、①～⑥の項目ごとにインデックスをつけること。また、①～⑥の順に通しでページ番号を付すこと。

(要項5③関係)

別紙3 評価項目及び配点について

審査に対する評価項目及び評価内容は、次のとおりである。

評価項目		評価の着眼点	配点
1	事業者の実績 (5点)	・過去5年以内に国、県、市町村等が発注した交通関連類似業務（地域公共交通計画や交通に関する計画等の策定、調査に関する業務）の実績があるか。	5
2	企画提案内容 (65点)	・名護市公共交通計画に示された施策の実施支援について、実現性があるか。	15
		・指標の達成状況の評価と進捗管理について、適切な手法を用い、提案がなされているか。	10
		・コミュニティバス運行及び利用促進イベントの実施支援について、優れた提案になっているか。	15
		・コミュニティバス運行の効果及び課題の把握は、適切な手法を用い、提案がなされているか。	10
		・本業務の付加価値を高める独自提案があるか。	15
3	業務実施体制 (15点)	・本業務の実施にあたり、十分な経験、また、類似業務実績を有している者を配置し、適正な人員体制か。	10
		・業務工程は明確で、期間内で円滑に確実な遂行ができる提案内容か。	5
4	プレゼンテーション (5点)	・説明は簡潔で分かりやすいか。また、質問に対する応答が迅速かつ明確であるか。	5
5	見積価格 (10点)	・配点×（最低見積額／自社の見積額） ※小数点以下切り捨てした数値とする。	10

満点：100

(要項5③関係)

別紙4 全委員の審査得点の合計が同点だった場合

1 最高得点者のうち、各委員の審査得点が高い方が1位とし、1位とした者が多い方を最優先候補者とする。

(例1)

	委員 A	委員 B	委員 C	委員 D	委員 E	委員審査得点合計
ア社	90	80	85	95	70	420
イ社	85	70	95	90	80	420

※上記例1の場合、ア社の得点が高い委員が3人、イ社の得点が高い委員が2人となるため、ア社を最優先候補者とする。

2 1において、どちらも同人数だった場合は、各委員が1位とした者の得点を合計し、合計が高い者を最優先候補者とする。

(例2)

	委員 A	委員 B	委員 C	委員 D	委員審査得点合計
ア社	85	85	85	95	350
イ社	90	75	95	90	350



	委員 A	委員 B	委員 C	委員 D	委員審査得点合計
ア社		85		95	180
イ社	90		95		185

※ア社を1位とした委員の合計点数が180点、イ社を1位とした委員の合計点数が185点となるため、イ社を最優先候補者とする。

3 2においても同点だった場合は、委員長の審査得点が高い者を最優先候補者とする。

4 3においても同点だった場合は、副委員長の審査得点が高い者を最優先候補者とする。

5 4においても同点だった場合は、評価項目の「2企画提案内容」において、全委員の審査得点の合計が高い方を最優先候補者とする。全委員の審査得点が高同点だった場合は、1～4の手順を準用し、最優先候補者を選定する。

6 5においても同点だった場合は、くじ引きにより決定する。

名護市公告第 26 号

羽地大川土地改良区総代選挙の公告について

令和7年4月2日付け羽大土改発第2号により羽地大川土地改良区理事長より総代選挙の公告がありましたので、羽地大川土地改良区定款第6条第1項の規定により下記のとおり公告します。

令和7年4月23日

名護市長 渡具知 武豊



記

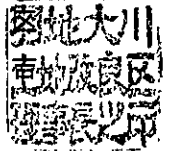
1. 公告期間  
令和7年4月23日
2. 公告場所  
名護市役所の掲示板
3. 公告に供すべき書類の名称  
総代選挙の公告



羽大土改発第 2 号  
令和 7年 4月 15日

名護市長  
渡具知 武豊 殿

名護市字仲尾次 748 番地  
羽地大川土地改良  
理事長 仲 地 本



### 羽地大川土地改良区総代選挙公告の掲示依頼について

みだしのことについて、羽地大川土地改良区定款附属書総代選挙規程第4条の規定により、総代選挙を行うので総代選挙の公告について名護市役所掲示場に公告日に掲示をお願い致します。

記

総代選挙公告日 令和7年4月23日

# 総代選挙の公告



羽地大川土地改良区告示第1号

羽地大川土地改良区定款附属書総代選挙規程第4条の規定により、総代の選挙を下記のとおり行うので、告示する。

令和7年4月23日

羽地大川土地改良区  
理事長 仲地本



## 記

- 1 選挙の期日 令和7年4月28日(月)
- 2 投票開始の時刻 午前8時30分
- 3 投票終了の時刻 午後5時
- 4 選挙する総代の数

選挙区	選挙区域	定数
第1選挙区	稲嶺 真喜屋 仲尾次 川上 田井等 親川 仲尾 振慶名 伊差川 我部祖河 古我知 呉我 饒平名 我部 運天原 濟井出 屋我 為又 中山 名護 宇茂佐 旭川 湧川 天底 渡喜仁 上運天 運天 古宇利 勢理客 仲宗根	35人
合計		35人

5 投票用紙に記載する総代の数 1人

6 その他

- (1) 総代に立候補しようとする者は、明日中にその旨を書面でこの土地改良区に届け出てください。
- (2) 総代の候補者を推薦する者(組合員3人以上)は、本人の承諾を得て、明日中にその旨を書面でこの土地改良区に届け出てください。
- (3) (1)及び(2)の届出は、午前8時30分から午後5時の間に行ってください。
- (4) 総代の立候補者となった者の住所、氏名、所属選挙区名及び立候補又は被推薦の別については、選挙の期日の3日前までに公告します。
- (5) 選挙区の総代の候補者の数とその選挙区において選挙すべき総代の数を超えた選挙区にあつては、(4)の内容に投票所及び開票所を加え、公告します。

名護市公告第 27 号

羽地大川土地改良区総代当選人の公告について

令和7年4月28日執行の羽地大川土地改良区総代選挙において、立候補者34名が当選しましたので羽地大川土地改良区総代選挙規程第21条第1項により当選の公告について、下記のとおり公告します。

令和7年5月2日

名護市長 渡具知 武豊



記

1. 公告期間  
自 令和7年5月2日  
至 令和7年5月8日
2. 公告場所  
名護市役所の掲示板
3. 公告に供すべき書類の名称  
羽地大川土地改良区総代当選人公告



# 当選人の公告（1/2）



羽地大川土地改良区告示 2号

令和7年4月28日執行の羽地大川土地改良区総代選挙の結果、次の者が当選人となったので、羽地大川土地改良区定款附属書総代選挙規程第21条第1項の規定により、告示する。

令和7年4月25日

羽地大川土地改良区

選挙管理者 小濱 守男



番号	住所	氏名	所属選挙区名	摘要
1	本部町字大浜504	平良 栄二	第1選挙区	
2	名護市字真喜屋172-2	林 昌平	第1選挙区	
3	名護市字伊差川1115	伊波 興助	第1選挙区	
4	名護市字仲尾次536	仲井間 宗徳	第1選挙区	
5	名護市字川上91	上原 克章	第1選挙区	
6	名護市字田井等556	具志堅 興次	第1選挙区	
7	名護市字田井等453	仲尾 繁	第1選挙区	
8	名護市字宮里872-24 503号室	松田 駿	第1選挙区	
9	名護市字振慶名25	前川 顕造	第1選挙区	
10	名護市字我部祖河133-1 ファミリーマンション知念201	前川 太輝	第1選挙区	
11	名護市字田井等922	座覇 政志	第1選挙区	
12	名護市字古我知135-1	古我知 直人	第1選挙区	
13	名護市字我部祖河1193-1	上原 廣光	第1選挙区	
14	名護市字我部祖河113	上間 司己	第1選挙区	
15	名護市字古我知72-1	喜屋武 弥彦	第1選挙区	
16	名護市字呉我592-1	宮城 智	第1選挙区	
17	名護市字伊差川330-2	大城 將計	第1選挙区	
18	名護市字我部32	仲宗根 信也	第1選挙区	
19	名護市字伊差川210-16	仲尾 昌弘	第1選挙区	
20	名護市字田井等625-1 403	宮城 政喜	第1選挙区	

## 当選人の公告（2/2）

羽地大川土地改良区告示2号

番号	住所	氏名	所属選挙区名	摘要
21	名護市字屋部203-4	上地 周建	第1選挙区	
22	名護市字運天原401-1	上地 一宏	第1選挙区	
23	名護市字伊差川833-9 オアシス池宮Ⅱ302	又吉 康征	第1選挙区	
24	名護市字中山191	田仲 康成	第1選挙区	
25	名護市大東2-11-25 カンセイホーム名護3-B	清野 正和	第1選挙区	
26	今帰仁村字湧川1579-9	神谷 繁也	第1選挙区	
27	今帰仁村字湧川863-2	仲宗根 秀雄	第1選挙区	
28	今帰仁村字天底1529-1	久田 友美	第1選挙区	
29	今帰仁村字渡喜仁755-1	高安 喜吉	第1選挙区	
30	今帰仁村字仲宗根2-13 コーポマルナカ302号	小那覇 安淳	第1選挙区	
31	今帰仁村字上運天798-2	眞栄田 昇	第1選挙区	
32	今帰仁村字勢理客68	湧川 健太	第1選挙区	
33	今帰仁村字古宇利101	松田 隆雄	第1選挙区	
34	今帰仁村字古宇利2294	具志 俊仁	第1選挙区	

令和 7 年 5 月 8 日

名護市公募型指名競争入札の実施について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項及び名護市公募型指名競争入札実施要綱（平成24年告示第106号）に基づき、公募型指名競争入札を実施するため、次のとおり公告します。

名護市長 渡具知 武豊



1 入札に付する事項

1	工事名	いさがわ市営住宅建替機械設備工事（I期）
2	工事の種類	管工事
3	施工場所	名護市字 伊差川 地内
4	工期	契約締結日の翌日（又は契約締結日）～令和8年7月31日
5	概要	機械設備工事 一式
6	入札日時	令和7年5月30日（金）午前9時30分
7	入札場所	名護市役所 庁議室
8	予定価格 （消費税込み）	146,190,000 円
9	最低制限価格	設定する
10	入札保証金	免除
11	契約保証金	契約額の10分の1以上。ただし、金融機関又は保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。
12	申請書提出期限	令和7年5月20日（火）正午
13	工事内容に関する 質問締切日	令和7年5月23日（金）正午
14	質問に対する回答	令和7年5月27日（火）
15	指名通知日	令和7年5月22日（木）
16	担当課	入札関係：名護市工事契約検査課 工事関係：建築住宅課

## 2 入札参加資格要件

次に掲げる事項の全てを満たしていなければなりません。

- ① 名護市内に本店を有する者であること。
- ② 建設業法第3条第1項の規定による建設業の許可を受けていること。
- ③ 名護市の管工事A級に登録されている者であること。
- ④ 今年度（令和7年4月1日から令和7年5月30日の入札日までの間）に本市発注の管工事（予定価格1,000万円以上のもの）を受注した者ではないこと。
- ⑤ 前年度繰越により継続して本市発注の管工事（予定価格1,000万円以上のもの）を施工中の者ではないこと。ただし、令和7年4月1日の前日までに完成検査済みの者は除く。
- ⑥ 地方自治法施行令第167条の4（一般競争入札の参加者の資格）に規定する者に該当しない者であること。
- ⑦ 下記の資格を有する技術者を配置でき、また、当該技術者と3カ月以上の雇用関係があること。  
「入札の条件のとおり」
- ⑧ 入札日までの間に、名護市指名停止等事務処理要綱に規定する指名停止の措置を受けていない者であること。
- ⑨ 名護市指名停止等事務処理要綱による警告等を受けた者であって、当該警告等に基づき要求された内容を履行中の者でないこと。
- ⑩ 入札参加資格に基づく改善要求を受けた者であって、当該要求内容が改善されていない者でないこと。
- ⑪ 入札日において有効な総合評定値通知書（いわゆる経審）を受けている者であること。
- ⑫ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続又は民事再生法平成11年法律第225号）に基づく再生手続中の者でないこと。
- ⑬ 公告日の3カ月前から入札日までの間に不渡り等を生じていない者（前号に該当するものを除く。）であること。
- ⑭ 入札までにおいて、法令・条例等に違反したことにより行政機関等から行政処分、行政指導等が行われている工事等に施工業者としてかかわっている者でないこと。
- ⑮ 名護市指定給水装置工事業者を対象とする。
- ⑯ 名護市排水設備指定店を対象とする。

## 3 配布資料

- ① 名護市公募型指名競争入札の実施について（公告文）
- ② 特定建設工事共同企業体資格審査申請書
- ③ 入札心得
- ④ 入札書
- ⑤ 質問書
- ⑥ 特記仕様書
- ⑦ 図面
- ⑧ 数量計算書
- ⑨ 注意事項
- ⑩ 名護市入札における最低制限価格に関する要綱
- ⑪ 最低制限価格設定例
- ⑫ 資本関係等のある資格者同士の入札について

## 4 提出書類

次に掲げる書類を令和7年5月20日正午までに工事契約検査課へ提出してください。当該期限を過ぎて提出のあった者については受付を行いません。

- ① 特定建設工事共同企業体資格審査申請書等（詳細は別紙入札の条件参照）

- ② 配置予定技術者に手持工事が有る場合は、CORINSの工事カルテ受領書及び受注時又は変更時工事カルテの写し（CORINS登録していない場合は、契約書の写し）
- ③ 配置予定技術者に係る書類
  - (1) 配置予定技術者の雇用確認ができる書類
  - (2) 資格者証の写し
  - (3) 営業所技術者等証明書(建設業法施行規則(昭和24年建設省令第14号)様式第8号)の写し

## 5 指名通知予定日

上記4の書類を提出後、入札参加資格要件を満たすものについては令和7年5月22日（木）に指名通知を、入札参加資格要件を満たさない者については、その理由を付した非指名通知書を送付します。

## 6 落札者の決定に関する事項

入札後、落札候補者の順位を決定し、当該落札候補者の提出書類を確認します。当該落札候補者の提出した書類が上記2に掲げる入札参加資格要件を欠いた場合又は書類に虚偽の記載を行っていると判断した場合は、当該落札候補者を失格とし、次の順位の者の提出書類を確認します。

入札参加資格要件審査通知書を受けた者のうち、不服のある者については、説明の申し立てを市長に対して行うことができます。説明の申し立てを行う者は、指定する日までに書面（任意）により、担当課まで提出してください。

# 入札の条件

工 事 名 : いさがわ市営住宅建替機械設備工事(I期)

## 1 共同企業体について

- (1) 本工事は名護市における管工事(A級)かつ名護市指定給排水装置工事事業者に登録している業者より、2者の任意の組合せによる共同企業体を結成することによって入札の参加を認める。
- (2) 共同企業体の代表者は、特定建設業許可を有する名護市における管工事(A級)登録業者とします。  
ただし、上記の代表者としての条件を満たす者同士の組み合わせとなる場合においては、名護市における管工事の総合評点の高い方を代表者とします。
- (3) 代表者から、建設業法に基づく現場代理人、監理技術者または主任技術者となり得る国家資格取得者(1級管工事施工管理技士、技術士、建築設備士)を配置し、下請契約の合計金額が5千万円以上となる場合には、監理技術者を配置する。  
構成員から主任技術者となり得る国家資格者(1・2級管工事施工管理技士、技術士、建築設備士)を1人配置する。  
(配置技術者については、3カ月以上の直接雇用関係にあること。)
- (4) 共同企業体は、甲型(共同施工方式)とし、代表者の出資比率は構成員のうち最大の出資率(51%以上)とする。
- (5) 構成員の出資比率は、30%以上とする。
- (6) 共同企業体結成後の辞退届提出期限については、入札執行時刻前までに提出とする。
- (7) 特定建設工事共同企業体資格審査申請書、特定建設工事共同企業体協定書、委任状(事前提出用)及び各構成員ごとに特定建設工事共同企業体資格審査申請書(別紙)を、次に掲げる日までに提出とする。

○提出期間:令和7年5月9日(金)～令和7年5月20日(火) 正午まで

表1.対象業者

	会 社 名		総合評点
1	特定	(株)名護電水センター	984
2	特定	(有)平良設備工業	972
3	特定	ヤナギ電設工業(株)	956
4	特定	(有)友屋工業	896
5	特定	(有)北勇工業	896
6	特定	(株)松電	877
7	特定	(株)仲程電工	801
8	一般	(株)新光産業	761

別紙（第7条関係）

名護市公告第 29 号

令和 7 年 5 月 8 日

名護市公募型指名競争入札の実施について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項及び名護市公募型指名競争入札実施要綱（平成24年告示第106号）に基づき、公募型指名競争入札を実施するため、次のとおり公告します。

名護市長 渡具知 武豊



1 入札に付する事項

1	工事名	多世代交流施設機械設備工事
2	工事の種類	管工事
3	施工場所	名護市 大中 地内
4	工期	契約締結日の翌日（又は契約締結日）～令和8年3月13日
5	概要	機械設備工事 一式
6	入札日時	令和7年5月30日（金）午前10時
7	入札場所	名護市役所 庁議室
8	予定価格 （消費税込み）	143,770,000 円
9	最低制限価格	設定する
10	入札保証金	免除
11	契約保証金	契約額の10分の1以上。ただし、金融機関又は保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。
12	申請書提出期限	令和7年5月20日（火）正午
13	工事内容に関する 質問締切日	令和7年5月23日（金）正午
14	質問に対する回答	令和7年5月27日（火）
15	指名通知日	令和7年5月22日（木）
16	担当課	入札関係：名護市工事契約検査課 工事関係：建築住宅課

## 2 入札参加資格要件

次に掲げる事項の全てを満たしていなければなりません。

- ① 名護市内に本店を有する者であること。
- ② 建設業法第3条第1項の規定による建設業の許可を受けていること。
- ③ 名護市の管工事A級に登録されている者であること。
- ④ 今年度（令和7年4月1日から令和7年5月30日の入札日までの間）に本市発注の管工事（予定価格1,000万円以上のもの）を受注した者ではないこと。
- ⑤ 前年度繰越により継続して本市発注の電気工事（予定価格1,000万円以上のもの）を施工中の者ではないこと。ただし、令和7年4月11日の前日までに完成検査済みの者は除く。
- ⑥ 地方自治法施行令第167条の4（一般競争入札の参加者の資格）に規定する者に該当しない者であること。
- ⑦ 下記の資格を有する技術者を配置でき、また、当該技術者と3カ月以上の雇用関係があること。  
「入札の条件のとおり」
- ⑧ 入札日までの間に、名護市指名停止等事務処理要綱に規定する指名停止の措置を受けていない者であること。
- ⑨ 名護市指名停止等事務処理要綱による警告等を受けた者であって、当該警告等に基づき要求された内容を履行中の者でないこと。
- ⑩ 入札参加資格に基づく改善要求を受けた者であって、当該要求内容が改善されていない者でないこと。
- ⑪ 入札日において有効な総合評定値通知書（いわゆる経審）を受けている者であること。
- ⑫ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続又は民事再生法平成11年法律第225号）に基づく再生手続中の者でないこと。
- ⑬ 公告日の3カ月前から入札日までの間に不渡り等を生じていない者（前号に該当するものを除く。）であること。
- ⑭ 入札までにおいて、法令・条例等に違反したことにより行政機関等から行政処分、行政指導等が行われている工事等に施工業者としてかかわっている者でないこと。
- ⑮ 名護市指定給水装置工事業者を対象とする。
- ⑯ 名護市排水設備指定店を対象とする。

## 3 配布資料

- ① 名護市公募型指名競争入札の実施について（公告文）
- ② 特定建設工事共同企業体資格審査申請書
- ③ 入札心得
- ④ 入札書
- ⑤ 質問書
- ⑥ 特記仕様書
- ⑦ 図面
- ⑧ 数量計算書
- ⑨ 注意事項
- ⑩ 名護市入札における最低制限価格に関する要綱
- ⑪ 最低制限価格設定例
- ⑫ 資本関係等のある資格者同士の入札について

## 4 提出書類

次に掲げる書類を令和7年5月20日正午までに工事契約検査課へ提出してください。当該期限を過ぎて提出のあった者については受付を行いません。

- ① 特定建設工事共同企業体資格審査申請書等（詳細は別紙入札の条件参照）

- ② 配置予定技術者に手持工事が有る場合は、CORINSの工事カルテ受領書及び受注時又は変更時工事カルテの写し（CORINS登録していない場合は、契約書の写し）
- ③ 配置予定技術者に係る書類
  - (1) 配置予定技術者の雇用確認ができる書類
  - (2) 資格者証の写し
  - (3) 営業所技術者等証明書(建設業法施行規則(昭和24年建設省令第14号)様式第8号)の写し

## 5 指名通知予定日

上記4の書類を提出後、入札参加資格要件を満たすものについては令和7年5月22日（木）に指名通知を、入札参加資格要件を満たさない者については、その理由を付した非指名通知書を送付します。

## 6 落札者の決定に関する事項

入札後、落札候補者の順位を決定し、当該落札候補者の提出書類を確認します。当該落札候補者の提出した書類が上記2に掲げる入札参加資格要件を欠いた場合又は書類に虚偽の記載を行っているとは判断した場合は、当該落札候補者を失格とし、次の順位の者の提出書類を確認します。

入札参加資格要件審査通知書を受けた者のうち、不服のある者については、説明の申し立てを市長に対して行うことができます。説明の申し立てを行う者は、指定する日までに書面（任意）により、担当課まで提出してください。

# 入札の条件

工 事 名 : 多世代交流施設機械設備工事

## 1 共同企業体について

- (1) 本工事は名護市における管工事(A級)かつ名護市指定給排水装置工事事業者に登録している業者より、2者の任意の組合せによる共同企業体を結成することによって入札の参加を認める。
- (2) 共同企業体の代表者は、特定建設業許可を有する名護市における管一式工事(A級)登録業者とする。  
ただし、上記の代表者としての条件を満たす者同士の組み合わせとなる場合においては、名護市における管工事の総合評点の高い方を代表者とする。
- (3) 代表者から、建設業法に基づく現場代理人と監理技術者または主任技術者となり得る国家資格取得者(1級管工事施工管理技士、技術士、建築設備士)を配置し、下請契約の合計金額が5千万以上となる場合には監理技術者を配置する。  
構成員から主任技術者となり得る国家資格者(1・2級管工事施工管理技士、技術士、建築設備士)を1人配置する。  
(配置技術者については、3カ月以上の直接雇用関係にあること。)
- (4) 共同企業体は、甲型(共同施工方式)とし、代表者の出資比率は構成員のうち最大の出資率(51%以上)とする。
- (5) 構成員の出資比率は、30%以上とする。
- (6) 共同企業体結成後の辞退届提出期限については、入札執行時刻前までに提出とする。
- (7) 特定建設工事共同企業体資格審査申請書、特定建設工事共同企業体協定書、委任状(事前提出用)及び各構成員ごとに特定建設工事共同企業体資格審査申請書(別紙)を、次に掲げる日までに提出とする。

○提出期間:令和7年5月9日(金)～令和7年5月20日(火) 正午まで

表1.対象業者

	会 社 名		総合評点
1	特定	(株)名護電水センター	984
2	特定	(有)平良設備工業	972
3	特定	ヤナギ電設工業(株)	956
4	特定	(有)友屋工業	896
5	特定	(有)北勇工業	896
6	特定	(株)松電	877
7	特定	(株)仲程電工	801
8	一般	(株)新光産業	761

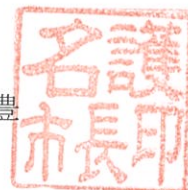
- (8) 入札待ち案件の対応について  
令和7年5月30日(金)入札予定の「いさがわ市営住宅建替機械設備工事(I期)」の落札業者は入札参加できないものとする。

令和 7 年 5 月 9 日

名護市公募型指名競争入札の実施について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項及び名護市公募型指名競争入札実施要綱（平成24年告示第106号）に基づき、公募型指名競争入札を実施するため、次のとおり公告します。

名護市長 渡具知 武豊



1 入札に付する事項

1	工事名	多世代交流施設建築工事
2	工事の種類	建築一式工事
3	施工場所	名護市 大中 地内
4	工期	契約締結日の翌日（又は契約締結日）～令和8年3月13日
5	概要	建築工事 一式
6	入札日時	令和7年6月2日（月）午前10時
7	入札場所	名護市役所 第3会議室
8	予定価格 （消費税込み）	事後公表とする。（予定価格の事後公表対象案件）
9	最低制限価格	設定する
10	入札保証金	免除
11	契約保証金	契約額の10分の1以上。ただし、金融機関又は保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。
12	申請書提出期限	令和7年5月21日（水）正午
13	工事内容に関する 質問締切日	令和7年5月26日（月）正午
14	質問に対する回答	令和7年5月28日（水）
15	指名通知日	令和7年5月23日（金）
16	担当課	入札関係：名護市工事契約検査課 工事関係：建築住宅課

## 2 入札参加資格要件

次に掲げる事項の全てを満たしていなければなりません。

- ① 名護市内に本店を有する者であること。
- ② 建設業法第3条第1項の規定による建設業の許可を受けていること。
- ③ 名護市の建築一式工事A級に登録されている者であること。
- ④ ~~今年度（令和7年4月1日から令和7年6月2日の入札日までの間）に本市発注の建築一式工事（予定価格1,000万円以上のもの）を受注した者ではないこと。~~
- ⑤ ~~前年度繰越により継続して本市発注の建築一式工事（予定価格1,000万円以上のもの）を施工中の者ではないこと。ただし、入札日の前日までに完成検査済みの者は除く。~~
- ⑥ 地方自治法施行令第167条の4（一般競争入札の参加者の資格）に規定する者に該当しない者であること。
- ⑦ 下記の資格を有する技術者を配置でき、また、当該技術者と3カ月以上の雇用関係があること。  
「別紙入札の条件のとおり」
- ⑧ 入札日までの間に、名護市指名停止等事務処理要綱に規定する指名停止の措置を受けていない者であること。
- ⑨ 名護市指名停止等事務処理要綱による警告等を受けた者であって、当該警告等に基づき要求された内容を履行中の者でないこと。
- ⑩ 入札参加資格に基づく改善要求を受けた者であって、当該要求内容が改善されていない者でないこと。
- ⑪ 入札日において有効な総合評定値通知書（いわゆる経審）を受けている者であること。
- ⑫ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続又は民事再生法平成11年法律第225号）に基づく再生手続中の者でないこと。
- ⑬ 公告日の3カ月前から入札日までの間に不渡り等を生じていない者（前号に該当するものを除く。）であること。
- ⑭ 入札までにおいて、法令・条例等に違反したことにより行政機関等から行政処分、行政指導等が行われている工事等に施工業者としてかかわっている者でないこと。
- ⑮ 本案件は建築一式工事A級業者に対し令和7年4月17日付け公告を行ったが、入札参加申請業者が入札執行可能規定数に達しなかったため入札不調となったものである。改めて建築一式工事A級全業者（受注中含む）を対象として再度公告する。
- ⑯ 令和7年6月2日入札予定のいさがわ市営住宅建替建築工事（I期）を受注した者も本入札に参加できる。

## 3 配布資料

- ① 名護市公募型指名競争入札の実施について（公告文）
- ② 特定建設工事共同企業体資格審査申請書
- ③ 入札心得
- ④ 入札書
- ⑤ 質問書
- ⑥ 特記仕様書
- ⑦ 図面
- ⑧ 数量計算書
- ⑨ 注意事項
- ⑩ 名護市入札における最低制限価格に関する要綱
- ⑪ 最低制限価格設定例
- ⑫ 資本関係等のある資格者同士の入札について

## 4 提出書類

次に掲げる書類を令和7年5月21日正午までに工事契約検査課へ提出してください。当該期限を過ぎて提出のあった者については受付を行いません。

- ① 特定建設工事共同企業体資格審査申請書等（詳細は別紙入札の条件参照）
- ② 配置予定技術者に手持工事が有る場合は、CORINSの工事カルテ受領書及び受注時又は変更時工事カルテの写し（CORINS登録していない場合は、契約書の写し）
- ③ 配置予定技術者に係る書類
  - (1) 配置予定技術者の雇用確認ができる書類
  - (2) 資格者証の写し
  - (3) 営業所技術者等証明書(建設業法施行規則(昭和24年建設省令第14号)様式第8号)の写し

## 5 指名通知予定日

上記4の書類を提出後、入札参加資格要件を満たすものについては令和7年5月23日（金）に指名通知を、入札参加資格要件を満たさない者については、その理由を付した非指名通知書を送付します。

## 6 落札者の決定に関する事項

入札後、落札候補者の順位を決定し、当該落札候補者の提出書類を確認します。当該落札候補者の提出した書類が上記2に掲げる入札参加資格要件を欠いた場合又は書類に虚偽の記載を行っているとは判断した場合は、当該落札候補者を失格とし、次の順位の者の提出書類を確認します。

入札参加資格要件審査通知書を受けた者のうち、不服のある者については、説明の申し立てを市長に対して行うことができます。説明の申し立てを行う者は、指定する日までに書面（任意）により、担当課まで提出してください。

# 入札の条件

工 事 名 : 多世代交流施設建築工事

## 1 共同企業体について

- (1) 本工事は、名護市における建築一式工事(A級)より、2者の任意の組合せによる共同企業体を結成することによって入札の参加を認める。
- (2) 共同企業体の代表者は、名護市における建築一式工事(A級)登録業者で総合評点950点以上とする。  
ただし、上記の代表者としての条件を満たす者同士の組み合わせとなる場合においては、名護市における建築工事の総合評点の高い方を代表者とする。
- (3) 代表者から、建設業法に基づく現場代理人、監理技術者となり得る国家資格取得者(1級建築施工管理技士または1級建築士)を配置し、構成員から主任技術者となり得る国家資格者(1、2級建築施工管理技士または1、2級建築士)を1人配置することとする。  
(配置技術者については、3カ月以上の直接雇用関係にあること。)
- (4) 共同企業体は、甲型(共同施工方式)とし、代表者の出資比率は構成員のうち最大の出資率(51%以上)とする。
- (5) 構成員の出資比率は、30%以上とする。
- (6) 共同企業体結成後の辞退届提出期限については、入札執行時刻前までに提出とする。
- (7) 特定建設工事共同企業体資格審査申請書、特定建設工事共同企業体協定書、委任状(事前提出用)及び各構成員ごとに特定建設工事共同企業体資格審査申請書(別紙)を、次に掲げる日までに提出とする。

○提出期間:令和7年5月12日(月)～令和7年5月21日(水) 正午まで

表1.対象業者

	会 社 名	建設業許可	総合評点
1	(株)屋部土建	特定	1876
2	(株)ツナミ組	特定	1325
3	(株)東開発	特定	1262
4	(有)くくる	特定	1226
5	(有)許田組	特定	1116
6	(有)マル井建設	特定	1001
7	(有)新川建設	特定	976
8	(有)宮松建設	特定	967
9	(株)武国建設	特定	963
10	(株)山城重機	特定	955
11	(株)南建設	特定	924
12	(株)かない	特定	919
13	(有)北栄建設	特定	918
14	(有)ナザキ開発	特定	899

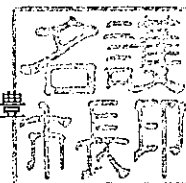
名護市公告第 31 号

令和 7 年 5 月 9 日

## 名護市公募型指名競争入札の実施について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項及び名護市公募型指名競争入札実施要綱（平成24年告示第106号）に基づき、公募型指名競争入札を実施するため、次のとおり公告します。

名護市長 渡具知 武豊



## 1 入札に付する事項

1	工事名	いさがわ市営住宅建替建築工事（I期）
2	工事の種類	建築一式工事
3	施工場所	名護市字 伊差川 地内
4	工期	契約締結日の翌日（又は契約締結日）～令和8年9月3日
5	概要	建築工事 一式
6	入札日時	令和7年6月2日（月）午前9時30分
7	入札場所	名護市役所 第3会議室
8	予定価格 （消費税込み）	事後公表とする。（予定価格の事後公表対象案件）
9	最低制限価格	設定する
10	入札保証金	免除
11	契約保証金	契約額の10分の1以上。ただし、金融機関又は保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。
12	申請書提出期限	令和7年5月21日（水）正午
13	工事内容に関する 質問締切日	令和7年5月26日（月）正午
14	質問に対する回答	令和7年5月28日（水）
15	指名通知日	令和7年5月23日（金）
16	担当課	入札関係：名護市工事契約検査課 工事関係：建築住宅課

## 2 入札参加資格要件

次に掲げる事項の全てを満たしていなければなりません。

- ① 名護市内に本店を有する者であること。
- ② 建設業法第3条第1項の規定による建設業の許可を受けていること。
- ③ 名護市の建築一式工事A級に登録されている者であること。
- ④ ~~今年度（令和7年4月1日から令和7年6月2日の入札日までの間）に本市発注の建築一式工事（予定価格1,000万円以上のもの）を受注した者ではないこと。~~
- ⑤ ~~前年度繰越により継続して本市発注の建築一式工事（予定価格1,000万円以上のもの）を施工中の者ではないこと。ただし、入札日の前日までに完成検査済みの者は除く。~~
- ⑥ 地方自治法施行令第167条の4（一般競争入札の参加者の資格）に規定する者に該当しない者であること。
- ⑦ 下記の資格を有する技術者を配置でき、また、当該技術者と3カ月以上の雇用関係があること。  
「別紙入札の条件のとおり」
- ⑧ 入札日までの間に、名護市指名停止等事務処理要綱に規定する指名停止の措置を受けていない者であること。
- ⑨ 名護市指名停止等事務処理要綱による警告等を受けた者であって、当該警告等に基づき要求された内容を履行中の者でないこと。
- ⑩ 入札参加資格に基づく改善要求を受けた者であって、当該要求内容が改善されていない者でないこと。
- ⑪ 入札日において有効な総合評定値通知書（いわゆる経審）を受けている者であること。
- ⑫ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続又は民事再生法平成11年法律第225号）に基づく再生手続中の者でないこと。
- ⑬ 公告日の3カ月前から入札日までの間に不渡り等を生じていない者（前号に該当するものを除く。）であること。
- ⑭ 入札までにおいて、法令・条例等に違反したことにより行政機関等から行政処分、行政指導等が行われている工事等に施工業者としてかかわっている者でないこと。
- ⑮ 本案件は建築一式工事A級業者に対し令和7年4月17日付け公告を行ったが、入札参加申請業者が入札執行可能規定数に達しなかったため入札不調となったものである。改めて建築一式工事A級全業者（受注中含む）を対象として再度公告する。

## 3 配布資料

- ① 名護市公募型指名競争入札の実施について（公告文）
- ② 特定建設工事共同企業体資格審査申請書
- ③ 入札心得
- ④ 入札書
- ⑤ 質問書
- ⑥ 特記仕様書
- ⑦ 図面
- ⑧ 数量計算書
- ⑨ 注意事項
- ⑩ 名護市入札における最低制限価格に関する要綱
- ⑪ 最低制限価格設定例
- ⑫ 資本関係等のある資格者同士の入札について

## 4 提出書類

次に掲げる書類を令和7年5月21日正午までに工事契約検査課へ提出してください。当該期限を過ぎて提出のあった者については受付を行いません。

- ① 特定建設工事共同企業体資格審査申請書等（詳細は別紙入札の条件参照）
- ② 配置予定技術者に手持工事が有る場合は、CORINSの工事カルテ受領書及び受注時又は変更時工事カルテの写し（CORINS登録していない場合は、契約書の写し）
- ③ 配置予定技術者に係る書類
  - (1) 配置予定技術者の雇用確認ができる書類
  - (2) 資格者証の写し
  - (3) 営業所技術者等証明書（建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）様式第8号）の写し

## 5 指名通知予定日

上記4の書類を提出後、入札参加資格要件を満たすものについては令和7年5月23日（金）に指名通知を、入札参加資格要件を満たさない者については、その理由を付した非指名通知書を送付します。

## 6 落札者の決定に関する事項

入札後、落札候補者の順位を決定し、当該落札候補者の提出書類を確認します。当該落札候補者の提出した書類が上記2に掲げる入札参加資格要件を欠いた場合又は書類に虚偽の記載を行っているとは判断した場合は、当該落札候補者を失格とし、次の順位の者の提出書類を確認します。

入札参加資格要件審査通知書を受けた者のうち、不服のある者については、説明の申し立てを市長に対して行うことができます。説明の申し立てを行う者は、指定する日までに書面（任意）により、担当課まで提出してください。

# 入札の条件

工 事 名 : いさがわ市営住宅建替建築工事(I期)

## 1 共同企業体について

- (1) 本工事は、名護市における建築一式工事(A級)より、2者の任意の組合せによる共同企業体を結成することによって入札の参加を認める。
- (2) 共同企業体の代表者は、名護市における建築一式工事(A級)登録業者で総合評点950点以上とする。  
ただし、上記の代表者としての条件を満たす者同士の組み合わせとなる場合においては、名護市における建築工事の総合評点の高い方を代表者とする。
- (3) 代表者から、建設業法に基づく現場代理人、監理技術者となり得る国家資格取得者(1級建築施工管理技士または1級建築士)を配置し、構成員から主任技術者となり得る国家資格者(1、2級建築士または1、2級建築施工管理技士)を1人配置することとする。  
(配置技術者については、3カ月以上の直接雇用関係にあること。)
- (4) 共同企業体は、甲型(共同施工方式)とし、代表者の出資比率は構成員のうち最大の出資率(51%以上)とする。
- (5) 構成員の出資比率は、30%以上とする。
- (6) 共同企業体結成後の辞退届提出期限については、入札執行時刻前までに提出とする。
- (7) 特定建設工事共同企業体資格審査申請書、特定建設工事共同企業体協定書、委任状(事前提出用)及び各構成員ごとに特定建設工事共同企業体資格審査申請書(別紙)を、次に掲げる日までに提出すること。

○提出期間:令和7年5月12日(月)～令和7年5月21日(水) 正午まで

表1.対象業者

	会 社 名	建設業許可	総合評点
1	(株)屋部土建	特定	1876
2	(株)ツナミ組	特定	1325
3	(株)東開発	特定	1262
4	(有)くくる	特定	1226
5	(有)許田組	特定	1116
6	(有)マル井建設	特定	1001
7	(有)新川建設	特定	976
8	(有)宮松建設	特定	967
9	(株)武国建設	特定	963
10	(株)山城重機	特定	955
11	(株)南建設	特定	924
12	(株)かない	特定	919
13	(有)北栄建設	特定	918
14	(有)ナザキ開発	特定	899

名護市公告第 32 号

令和 7 年度 名護市地域商業グロウアップ支援事業業務委託に係る公募型プロポーザルの実施について

令和 7 年 5 月 9 日

名護市長 渡具知 武豊



令和 7 年度 名護市地域商業グロウアップ支援事業業務委託プロポーザル実施要項等は、ホームページ及び商工・企業誘致課に備え付けています。

名護市公告第 33 号

羽地大川土地改良区総代就任の公告について

令和7年4月28日執行の羽地大川土地改良区総代選挙において、当選者34名が就任しましたので、羽地大川土地改良区総代選挙規程第23条第1項により当選の公告について、下記のとおり公告します。

令和7年5月9日

名護市長 渡具知 武豊



記

1. 公告期間  
自 令和7年5月9日  
至 令和7年5月15日
2. 公告場所  
名護市役所の掲示板
3. 公告に供すべき書類の名称  
羽地大川土地改良区当選の確定及び総代の就任の公告




## 当選の確定及び総代の就任の公告（1/2）

羽地大川土地改良区告示3号

令和7年4月28日執行の羽地大川土地改良区総代選挙の結果、次の者が当選人となったので、羽地大川土地改良区定款附属書総代選挙規程第23条第1項の規定により、告示する。

令和7年5月2日

羽地大川土地改良区

選挙管理者 小濱 守男 

番号	住所	氏名	所属選挙区名	摘要
1	本部町字大浜504	平良 栄二	第1選挙区	
2	名護市字真喜屋172-2	林 昌平	第1選挙区	
3	名護市字伊差川1115	伊波 興助	第1選挙区	
4	名護市字仲尾次536	仲井間 宗徳	第1選挙区	
5	名護市字川上91	上原 克章	第1選挙区	
6	名護市字田井等556	具志堅 興次	第1選挙区	
7	名護市字田井等453	仲尾 繁	第1選挙区	
8	名護市字宮里872-24 503号室	松田 駿	第1選挙区	
9	名護市字振慶名25	前川 顕造	第1選挙区	
10	名護市字我部祖河133-1 ファミリーマンション知念201	前川 太輝	第1選挙区	
11	名護市字田井等922	座覇 政志	第1選挙区	
12	名護市字古我知135-1	古我知 直人	第1選挙区	
13	名護市字我部祖河1193-1	上原 廣光	第1選挙区	
14	名護市字我部祖河113	上間 司己	第1選挙区	
15	名護市字古我知72-1	喜屋武 弥彦	第1選挙区	
16	名護市字呉我592-1	宮城 智	第1選挙区	
17	名護市字伊差川330-2	大城 將計	第1選挙区	
18	名護市字我部32	仲宗根 信也	第1選挙区	
19	名護市字伊差川210-16	仲尾 昌弘	第1選挙区	
20	名護市字田井等625-1 403	宮城 政喜	第1選挙区	

## 当選の確定及び総代の就任の公告（2/2）

羽地大川土地改良区告示3号

番号	住所	氏名	所属選挙区名	摘要
21	名護市宇屋部203-4	上地 周建	第1選挙区	
22	名護市宇運天原401-1	上地 一宏	第1選挙区	
23	名護市宇伊差川833-9 オアシス池宮Ⅱ302	又吉 康征	第1選挙区	
24	名護市宇中山191	田仲 康成	第1選挙区	
25	名護市大東2-11-25 カンセイホーム名護3-B	清野 正和	第1選挙区	
26	今帰仁村字湧川1579-9	神谷 繁也	第1選挙区	
27	今帰仁村字湧川863-2	仲宗根 秀雄	第1選挙区	
28	今帰仁村字天底1529-1	久田 友美	第1選挙区	
29	今帰仁村字渡喜仁755-1	高安 喜吉	第1選挙区	
30	今帰仁村字仲宗根2-13 コーポマルナカ302号	小那覇 安淳	第1選挙区	
31	今帰仁村字上運天798-2	眞栄田 昇	第1選挙区	
32	今帰仁村字勢理客68	湧川 健太	第1選挙区	
33	今帰仁村字古宇利101	松田 隆雄	第1選挙区	
34	今帰仁村字古宇利2294	具志 俊仁	第1選挙区	

### 2 当選人の総代就任年月日

令和7年5月10日から令和11年5月9日

羽地大川 総代当選確定者一覧

番号	氏名	フリガナ	住所
1	平良 栄二	タイラ エイジ	本部町字大浜504
2	林 昌平	ハヤシ ショウヘイ	名護市字真喜屋172-2
3	伊波 興助	イハ コウスケ	名護市字伊差川1115
4	仲井間 宗徳	ナカイマ ソウトク	名護市字仲尾次536
5	上原 克章	ウエハラ カツアキ	名護市字川上91
6	具志堅 興次	グシケン コウジ	名護市字田井等556
7	仲尾 繁	ナカオ シゲル	名護市字田井等453
8	松田 駿	マツダ シュン	名護市字宮里872-24 503号室
9	前川 顕造	マエカワ ケンゾウ	名護市字振慶名25
10	前川 太輝	マエカワ タイキ	名護市字我部祖河133-1 ファミリーマンション知念201
11	座覇 政志	ザハ マサシ	名護市字田井等922
12	古我知 直人	コガチ ナオト	名護市字古我知135-1
13	上原 廣光	ウエハラ ヒロミツ	名護市字我部祖河1193-1
14	上間 司己	ウエマ ツカミ	名護市字我部祖河113
15	喜屋武 弥彦	キヤン ミツヒコ	名護市字古我知72-1
16	宮城 智	ミヤギ サトシ	名護市字呉我592-1
17	大城 勝計	オオシロ マサカズ	名護市字伊差川330-2
18	仲宗根 信也	ナカソネ シンヤ	名護市字我部32
19	仲尾 昌弘	ナカオ マサヒロ	名護市字伊差川210-16
20	宮城 政喜	ミヤギ マサキ	名護市字田井等625-1 403
21	上地 周建	ウエチ シュウケン	名護市字屋部203-4
22	上地 一宏	ウエチ カズヒロ	名護市字運天原401-1
23	又吉 康征	マタヨシ ヤスマサ	名護市字伊差川833-9 オアシス池宮Ⅱ302
24	田仲 康成	タナカ ヤスナリ	名護市字中山191
25	清野 正和	キヨノ マサカズ	名護市大東2-11-25 カンセイホーム名護3-B
26	神谷 繁也	カミヤ シゲヤ	今帰仁村字湧川1579-9
27	仲宗根 秀雄	ナカソネ ヒデオ	今帰仁村字湧川863-2
28	久田 友美	クダ トモヨシ	今帰仁村字天底1529-1
29	高安 喜吉	タカヤス キヨシ	今帰仁村字渡喜仁755-1
30	小那覇 安淳	オナハ アンジュン	今帰仁村字仲宗根2-13 コーポマルナカ302号
31	眞栄田 昇	マエダ ノボル	今帰仁村字上運天798-2
32	湧川 健太	ワクガワ ケンタ	今帰仁村字勢理客68
33	松田 隆雄	マツダ タカオ	今帰仁村字古宇利101
34	具志 俊仁	グシ トシヒト	今帰仁村字古宇利2294